史跡 龍岡城跡 保存管理計画書

2013.3

長野県佐久市教育委員会

史跡 龍岡城跡 保存管理計画書

2013.3

長野県佐久市教育委員会

例　言

1　本書は長野県佐久市田口に所在する史跡龍岡城跡の保存管理計画書である。

2　史跡概要

史跡名称	龍岡城跡
所在地	長野県佐久市田口3,000番地他
指定面積	33,785㎡（現況面積）
龍岡城着工年月	元治元年３月（1864）
龍岡城竣工年月	慶応３年４月（1867）
指定年月日	昭和９年５月１日（1934）

3　本書に定める保存管理計画は、国庫補助事業として平成23・24年の２ヵ年をかけて佐久市教育委員会が策定した。

4　本計画策定にあたり、「佐久市国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会」を設置して審議を行い、文化庁文化財部記念物課および長野県教育委員会文化財・生涯学習課の指導と助言を受けた。

5　保存管理計画の策定にあたり、史跡に関わる基礎資料作成と計画案作成の業務の一部を株式会社総合環境研究所に委託した。

凡　例

1　龍岡城跡は田野口藩が建設した陣屋であるが、構造的に城郭状の建造物である。本計画文中の用語は城郭で使用される諸句への統一を図った。
龍岡城跡は、内郭、堀、外郭、枡形によって構成される。
内郭―稜堡（星型稜堡）、土塁（稜堡外縁土塁）を含み、石垣（稜堡外縁石垣）の内側部分。
堀―内郭と外郭の間、南西部で途切れる。
外郭―外郭石垣（南西部は内郭石垣）から矢来柵土手と隅川土手までの部分。
枡形―内外郭の北西部、旧田口集落西入口部分。

2　本計画書中、「龍岡城」は、着工の1864年から廃城の1871年の間、廃城後は「龍岡城跡」を使用した。

3　龍岡城跡の内、史跡に指定されているのは以下の部分である。
内郭（稜堡・土塁・石垣）および堀
外郭石垣、外郭の一部（堀・石垣に接する東部・北西部入口）
枡形（石垣本体）

表紙・扉写真　　東方より眺めた龍岡城跡

目　次

凡例・例言
目次

第Ⅰ章　沿革と目的 …… 1
　1　保存管理計画策定の経緯 …… 1
　2　保存管理計画の目的 …… 1
　3　保存管理計画策定委員会設置と経緯 …… 2

第Ⅱ章　佐久市と史跡の概要と史跡の指定 …… 5
　1　史跡をとりまく環境 …… 6
　　1）史跡をとりまく自然環境 …… 6
　　2）史跡をとりまく歴史環境 …… 12
　　3）史跡をとりまく社会環境 …… 25
　2　史跡の指定範囲 …… 33
　3　史跡の概要 …… 35
　　1）龍岡城跡の歴史 …… 35
　　2）史跡指定までの経緯 …… 38
　　3）史跡の指定後の経緯 …… 39
　　4）龍岡城跡の構造と発掘調査 …… 40
　　5）史跡と隣接地の植生 …… 44

第Ⅲ章　保存と管理 …… 46
　1　保存管理の基本方針 …… 46
　2　史跡を構成する諸要素 …… 48
　　1）史跡の本質的な価値を構成する要素 …… 48
　　2）史跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素 …… 58
　　3）史跡とは調和しない関連性の低い要素 …… 64
　　4）外郭における龍岡城跡の本質的な価値を構成する要素 …… 65
　　5）外郭における龍岡城跡の公開活用に寄与する要素 …… 65
　　6）周辺地域における龍岡城跡の本質的な価値を構成する要素 …… 66
　　7）周辺地域における龍岡城跡の公開活用に寄与する要素 …… 71
　3　保存管理の問題点と課題 …… 79
　4　保存管理の方法 …… 80
　5　現状変更の取り扱い基準 …… 81
　6　史跡指定地内の現状変更の手続き …… 84

第Ⅳ章　整備と活用 …… 85
　1　史跡の整備と活用の基本方針 …… 85
　2　基本方針に基づく史跡の整備と活用の計画 …… 86

第Ⅴ章　保存管理の体制 …… 92

図版
資料編
・付表1．史跡内の樹木一覧
・付表2．史跡とは調和しない関連性の低い要素詳細一覧
・付図1．史跡内の樹木位置図
・付図2．史跡とは調和しない関連性の低い要素詳細位置図
・関係法令

第Ⅰ章　沿革と目的

1　保存管理計画策定の経緯

龍岡城は、明治４年（1871）の廃藩置県に伴う兵部省の布告により、一部の建物を残し取り壊しや払い下げとなり、星型の堀は埋め立てられ、土塁の大半は削平された。昭和７・８年に五稜郭保存会と陸軍省により堀の土砂取除きを主とする復元作業が行われ、翌昭和９年（1934）５月１日、文部省により史跡に指定された。佐久市では、近年、石垣の老朽化等による緊急保存修理を行ってきたが、今後の保存管理を行う上で、保存管理の指針が必要かつ重要であるという認識から、保存管理計画を策定することとし、「国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会」を設置し、国庫補助金の交付を受けて、平成24年・25年度の２ヵ年をかけて、保存管理計画を策定することとした。

2　保存管理計画の目的

龍岡城は、江戸時代の終末である慶応３年（1867）に竣工した星型稜堡を呈する陣屋である。陣屋建設を行った田野口藩主の松平乗謨は幕末の幕府において老中格・陸軍総裁を勤めた。また幕末の情勢の変化に伴い、本拠三河から佐久への移転を決定した。乗謨は「新陣屋五稜郭」建設を幕府に申請し、許可された元治元年（1864）に新陣屋としての龍岡城の建設を着工した。幕藩体制が崩れ始めた江戸末期において、１万６千石の藩主が、函館と当地にしかないフランス式城郭を建設したことは、当市はもとより、当時の国内情勢を知るための貴重な文化財である。この五稜郭という文化財を適切に保存および管理を行い、将来に渡って継承していくことが本計画の目的である。

龍岡城は、建築後145年が経過し、稜堡型の石垣・土塁などが、自然的・人為的な影響を受け、崩落・崩壊が進行している。また史跡指定地内には小学校が共存、陣屋内郭（星型稜堡）の周囲の陣屋外郭には民家が密集する生活圏であることなどから、保存管理を行う上で様々な問題を抱えている。こうした現況の問題点を分析し、史跡の構成要素を明確化したうえで、本史跡を適切に保存・管理・整備・活用していくための基本となる方針を定め、将来の保存管理の適切な方向性を示すことを本計画の目標とする。

3 保存管理計画策定委員会設置と経緯

保存管理計画策定委員会の設置

保存管理計画の策定にあたり、佐久市国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会を設置した。

表1.1 国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会

氏 名	専門分野	備 考
宮本 長二郎	建築史	元東北芸術工科大学教授
五味 盛重	城郭建築	元文化庁専門員
高埜 利彦	近世史	学習院大学教授
河西 克造	城郭	長野県埋蔵文化財センター 主任調査研究員
丸山 正俊	歴史	佐久市文化財保護審議会長
細谷 繁夫		龍岡城五稜郭保存会会長
小林 秀司		田口地区区長会長（田口中町区長、平成23年度）
大井 克志		田口下町区長（平成23年度）
上原 茂雄		田口地区区長会長（清川区長、平成24年度）
土屋 勝二		田口下町区長（平成24年度）
オブザーバー		
三宅 克広	文化庁文化財部記念物課（史跡部門）文化財調査官	
寺内 隆夫	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事	
事務局		
土屋 盛夫	佐久市教育委員会 教育長	
伊藤 明弘	佐久市教育委員会 社会教育部長	
吉澤 隆	佐久市教育委員会 文化財課長	
岡部 政也	佐久市教育委員会 文化財課 文化財保護係長	
井出 幸恵	佐久市教育委員会 文化財課 文化財保護係（平成23年度）	
比田井清美	佐久市教育委員会 文化財課 文化財保護係（平成24年度）	
三石宗一	佐久市教育委員会 文化財課 文化財調査係長	
羽毛田卓也	佐久市教育委員会 文化財課 文化財調査係	

・保存管理計画の策定にあたり、史跡に関わる基礎資料作成と計画案作成の業務の一部を株式会社総合環境研究所に委託した。

○平成23年度
・委託期間 平成23年12月12日～平成24年３月26日
○平成24年度
・委託期間 平成24年５月25日～平成24年10月31日

佐久市国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　国史跡龍岡城跡（以下「龍岡城跡」という。）の保存管理計画策定及びその保存管理に関する事項について意見を聴くため、佐久市国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、意見を述べる。

（１）龍岡城跡の保存管理計画の策定に関すること。

（２）龍岡城跡の保存管理に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員12人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

（１）識見を有する者

（２）関係団体の代表者

（３）前２号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、社会教育部文化財課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会設置要綱の一部改正）

２　佐久市国史跡龍岡城跡保存整備委員会設置要綱（平成21年佐久市教育委員会告示第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びにその保存管理及び保存整備」を「及び整備活用」に改める。

第２条第２号中「保存管理」を「整備活用」に改め、同条第３号を削る。

表1.2　佐久市国史跡龍岡城跡保存管理計画策定委員会の経過

回数	日時、場所	内容
第１回委員会	平成24年２月10日 あいとぴあ臼田	委員長・副委員長選出 史跡概要と今までの経過 保存管理の目的と概要 委員会設置要綱について 問題と現況
第２回委員会	平成24年５月21日 あいとぴあ臼田	保存管理計画策定業務委託について 保存管理計画書の内容について 保存管理・修理・整備計画について 現地視察
第３回委員会	平成24年７月26日 佐久市役所議会棟	保存管理計画の策定について 保存と管理について 整備と活用について
第４回委員会	平成24年10月12日 あいとぴあ臼田	保存管理計画の策定について 保存と管理について 整備と活用について 現地視察
保存整備委員会	平成22年２月５日 あいとぴあ臼田	整備の目標について 整備の問題と課題について 現地視察

現地視察

第２回委員会

第３回委員会

第４回委員会

第Ⅱ章　佐久市と史跡の概要と史跡の指定

佐久市は長野県の東部に位置し、東御市、小諸市、御代田町、軽井沢町、佐久穂町、茅野市、長和町と接する。市の東側は群馬県境となり、群馬県甘楽郡の下仁田町や南牧村と接する。

佐久市は平成17年４月１日に旧佐久市、旧臼田町、旧望月町、旧浅科村が合併し、東西32.1km、南北23.1km、面積423.99km²となり、県内の自治体では８番目の広さである。

史跡龍岡城跡は、佐久市の南東部の丘陵に挟まれた標高722m内外を測る雨川の河岸段丘上に位置する。

表2.1　佐久市の境域

地　点	東　経	北　緯	標　高
佐久市役所	138° 28′ 37″	36° 14′ 56″	692m
区　分	東　経	北　緯	隣接市町村名
東　端	138° 38′ 14″	36° 10′ 29″	群馬県甘楽郡下仁田町
西　端	138° 16′ 48″	36° 09′ 50″	北佐久郡立科町
南　端	138° 19′ 33″	36° 06′ 29″	茅野市
北　端	138° 29′ 23″	36° 18′ 57″	北佐久郡御代田町

図2.1　佐久市の位置

図2.2　佐久市の境域

1 史跡をとりまく環境

1）史跡をとりまく自然環境

佐久市は南北佐久郡に挟まれた佐久平と呼ばれる佐久盆地に位置し、南から北西に千曲川が流れる。千曲川は流程366.5kmに及ぶ日本で最長の河川で、市域の流程は16.0kmを測る。

市の東側は東部山地となり、群馬県境に八風山、物見山、荒船山など標高1,200～1,400mの山が連なる。西側は蓼科山の北東斜面にあたり、標高800mから2,200mの比較的なだらかな斜面が続き、鹿曲川、布施川などによって開析が進んだ谷を形成している。

市の最高地点は蓼科山北東の小ピーク2,381m、最低地点は浅科地区の千曲川597mで、標高差は1,784mになる。

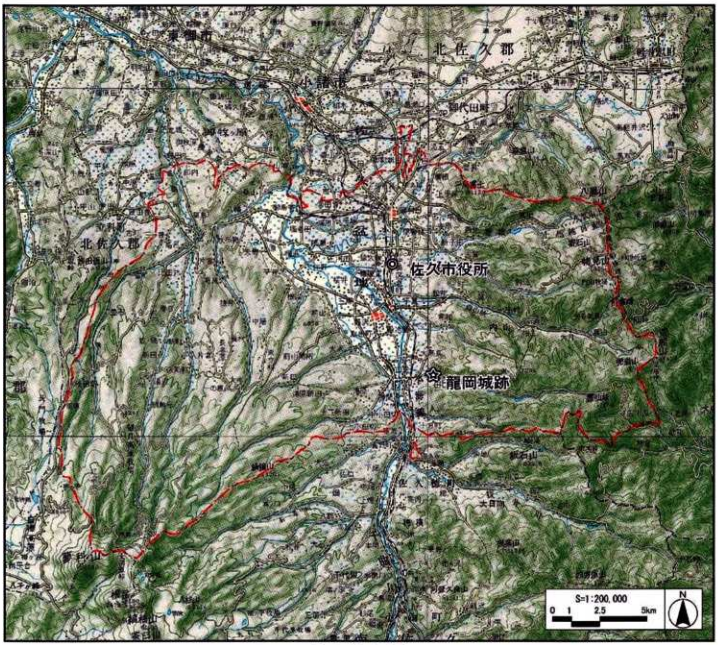

図2.3　佐久市の地勢

佐久市の年平均気温は10.5℃、年降水量は958mm、日照時間は2,085時間を測る。月平均気温の年較差は25.2℃と寒暖の差が大きく、年間降水量は1,000mm以下で県内でも最も少ない地域で、内陸性の気候が顕著な地域である。日照時間は、全国平均1,742時間よりも300時間以上多い。月別平均風速は0.7～1.3m/sを測り、風向は５月から10月は北東から東北東が卓越し、11月から４月は北西から西北西が卓越する。年最大風速は5～8m/sを測り、南南西から南西が卓越する。

表2.2　佐久観測所の諸元

観測所名	佐久
所在地	佐久市中込
位置	北緯　36°14.8′
	東経　138°28.6′
標高	693m
気象要素	降水量、気温、風向、風速、日照時間
観測期間	降水量：昭和49年11月１日から その他の項目：昭和53年12月１日から

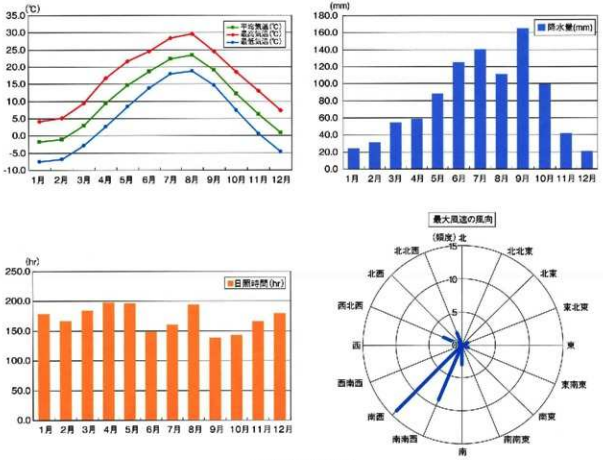

図2.4　佐久市の気候

メッシュ気候値2000（気象庁）[1]による龍岡城跡のある３次メッシュ（5438-2430）における気候は表2.3および図2.5のとおりである。

龍岡城跡では、佐久測候所よりもやや気温が低く、降水量はやや多くなる。

表2.3　龍岡城跡のある３次メッシュでの気候値（メッシュ気候値2000）

要素＼月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温（℃）	-2.4	-1.8	1.7	8.4	13.7	17.6	21.3	22.2	17.8	11.5	5.7	0.4	9.7
日最高気温（℃）	3.6	4.4	8.5	15.9	20.9	23.5	27.1	28.4	23.0	17.4	12.3	6.7	16.0
日最低気温（℃）	-7.8	-7.2	-3.7	1.9	7.4	13.1	17.1	17.8	14.0	6.3	0.1	-5.1	4.5
降水量（mm）	38.6	31.0	55.9	72.2	84.5	135.6	134.2	141.1	162.6	91.0	40.8	22.4	1,009.9
日照時間（地形遮蔽有）（h）	166.6	159.7	176.1	190.2	202.0	142.3	160.3	180.3	115.1	137.5	154.9	167.3	1,952.3
全天日射量（地形遮蔽有）（MJ/㎡）	9.3	11.7	14.2	17.4	19.0	16.7	17.2	17.1	12.3	10.7	9.2	8.3	13.6
最深積雪（cm）	14.0	19.0	15.0	—	—	—	—	—	—	—	—	8.0	19.0

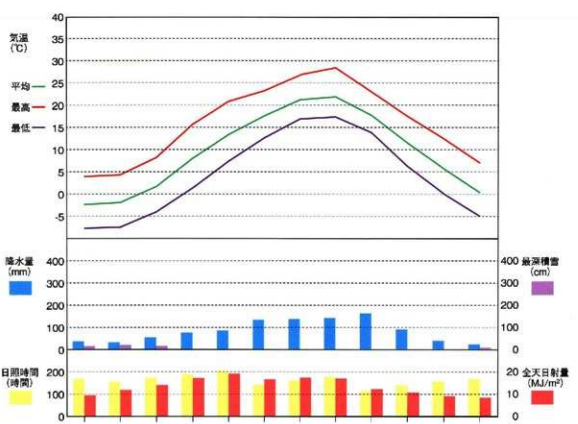

図2.5　龍岡城跡のある3次メッシュでの気候（メッシュ気候値2000）

[1] 1971年～2000 年の30年間の観測値について平均した平年値を1kmメッシュで推定したものである。各メッシュにおける気候値は、観測点における気候値と国土数値情報の1kmメッシュの標高データ・土地利用データを用いた地形因子・都市因子とを重回帰分析し、各メッシュの地形因子・都市因子から推定している。

龍岡城跡がある臼田地区田口は千曲川の東側に位置し、地区内を東西に流れる雨川沿いの平坦部に広がる、人口約5,300人、1,700世帯の地区である。平坦部の標高は710～770mを測り、南北は標高800～1,000mの山地にはさまれている。

雨川は、東部山地の田口峠を源とし、住吉橋の上流で千曲川に合流する延長12.2kmの一級河川である。田口峠から約5.8km下流、標高900mの地点には、昭和49年（1974年）に長野県が建設した雨川ダムがある。

なお、雨川ダムの南東の県境付近には、「日本で一番海から遠い地点」がある（表2.4、図2.6）。

田口地区は田口峠を越えた東側の馬坂川流域まで含まれるが、馬坂川は群馬県境を越えて南牧川に合流し、下仁田町で利根川水系鏑川に合流する。

表2.4　日本で一番海から遠い地点

所在地	佐久市田口字榊山209-1
北緯	36°10′36″
東経	138°34′49″
標高	1,200m
海までの距離約	114.86km

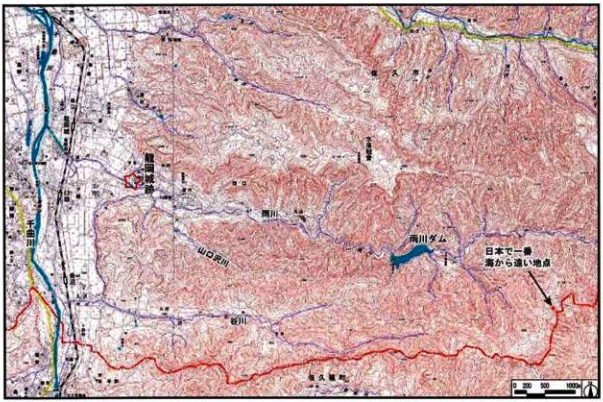

図2.6　臼田地区田口周辺案内図

龍岡城跡周辺の平坦部は、おもに水田耕作地、畑耕作地、住宅地に利用されている。水田地帯はほ場整備が進んでいるが、ミズオオバコやイトトリゲモといった絶滅のおそれのある水田雑草が生育する。

周辺の山地の植生は全てブナクラス域の代償植生であり、自然植生は残されていない。山地の植生で最も広い面積を占めるのはカラマツ植林である。尾根筋にはアカマツ群落が帯状に分布し、山腹部にはクリ－ミズナラ群落、カスミザクラ－コナラ群落などが分布する。スギ・ヒノキ・サワラ植林は少なく、ところどころに伐跡群落やススキ群落が点在する。山地の傾斜は比較的急峻で、露岩が多く、表土は薄い。

雨川の下流部や千曲川ではヨシクラスの植生がみられる。

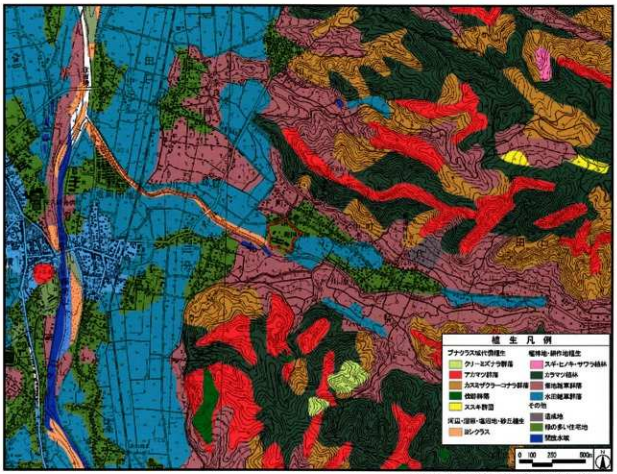

出典：自然環境情報GIS（環境省自然環境局）

図2.7　龍岡城跡周辺の現存植生図

龍岡城跡周辺の表層地質は、千曲川と雨川沿いは新生代第四紀の新しい堆積岩類の扇状地性低地であり、龍岡城跡付近は砂礫台地となっている。龍岡城の石切場跡がある北側と南側の山地は、約700万年前から170万年前（後期中新世から鮮新世）の非アルカリ苦鉄質火山岩質で、流紋岩質岩石と安山岩質岩石からなる。雨川とその南側の山口沢川に挟まれた山地には、中生代の古い堆積岩の砂岩泥岩互層が出ている。

龍岡城跡の石垣に使われている石は、佐久石、志賀石と呼ばれる溶結凝灰岩である。佐久石は300～400万年前の古荒船火山群より噴出した火砕流により運ばれた高温のガスを含む火山灰が厚く堆積して固まったもので、佐久市志賀に模式的に分布することから志賀溶結凝灰岩類と呼ばれる。志賀溶結凝灰岩類は、北は軽井沢・御代田の湯川付近から南は佐久穂町の抜井川付近まで分布が見られる。

志賀溶結凝灰岩類（佐久石）は柱状節理が発達するため、採掘しやすい、軟らかく加工しやすい、大塊が得やすいといった特徴を持つ。

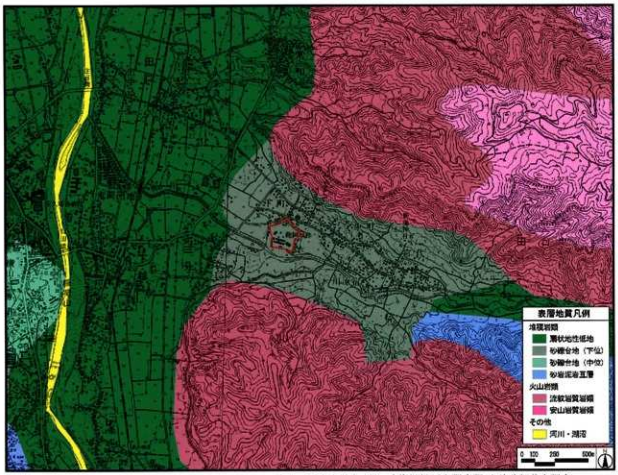

出典：国土交通省 土地・水資源局国土調査課 土地分類基本調査
独立行政法人産業技術総合研究所 総合地質図データベース

図2.8　龍岡城跡周辺の表層地質図

2）史跡をとりまく歴史環境

長野県の東端に位置する佐久市内に人々の生活の痕跡が現れるのは今から約3万年前にさかのぼる。東と西の山間部で、当時の人々のキャンプ跡が、発掘調査により確認された。

佐久平の北半は、２万３千年前、三国山脈南端の黒斑山（くろふやま）の水蒸気爆発により流下した火砕粉体流と、１万４千年から１万１千年前の浅間山の２回にわたる大爆発により流下した軽石流（火砕熱泥流）により厚く覆われている。そのため軽石流に覆われた平坦部の上面に生活の痕跡が現れるのは、縄文時代草創期である。遺物は散発的に見られるが密度は濃くは無い。中期に至り、平坦部を臨む丘陵部を中心に、中規模の集落址が確認されるようになり、後期まで継続する。

弥生時代前期の集落は確認されていないが、遺物は散発的に集中して確認されている。中期になると平坦部に集落が急増する。集落は千曲川の支流の河川の河岸段丘上・自然堤防上に密集して営まれ、後期まで統一された文化の繁栄が見られる。

古墳時代に入ると集落は激減して閑散とした状況が続くが、中期後半より再び集落が激増する。集落の規模は後期に入ると大きくなり、平安時代の末期まで継続する。後期頃に導入された馬の飼育が人口の増加に関与したものと考えられる。

平安時代の後期に長野県東部（以下東信）に下向してきた古代豪族の滋野（しげの）氏は、朝廷直轄牧を背景に勢力を伸ばし、平安時代中頃には長野県北部や中部、群馬県西部に進出する。佐久平も滋野氏の勢力下で繁栄する。平安時代後期の院領・寺社領・直轄領以外は、滋野氏の支配下にあったと考えられ、滋野系一族は私牧を経営し生活の安定化を図った。

転機は源義仲の挙兵で、佐久の滋野系一族は、義仲に従って北陸道・東山道を、平氏一族を撃破しながら入京する。義仲軍は朝廷と確執を繰り返し、源義経連合軍により撃破される。

義経軍に撃破された義仲軍に従っていた東信の滋野一族は、源頼朝により追討され、全国に四散する。佐久へ赴任してきた頼朝御家人の小笠原源氏は、滋野一族の追討と取り込みを図り、支配を固める。

鎌倉時代には、佐久平北方を小笠原源氏の大井氏、千曲川を挟んだ南方を伴野（とものの）氏、東南部を平賀（ひらが）源氏が領有する。伴野氏と平賀氏は政争に巻き込まれて衰退するが、伴野氏は南北朝期以後再び勢力を盛り返す。

大井氏は鎌倉から室町時代にかけて滋野系望月氏一族が支配する朝廷直轄望月牧以外の佐久平西部・北部・中央部を支配する。お膝元の岩村田は東信最大の交易都市として発展する。さらに衰退した平賀氏を東南部から追い出して、関東への峠道の全てを支配下に置いた。勢力を盛り返してきた伴野氏と千曲川を挟んで衝突し、北信から東信へと勢力を伸ばしてきた信濃源氏村上氏とも領土問題から衝突を繰り返す。

戦国時代に入り、村上氏と大井氏は激突し、大井氏は破れ、岩村田市街地は灰燼に帰す。村上氏は、残存していた大井諸氏を佐久の領主として各地に配置し、領国制を敷く。危機感を感じた伴野氏は、甲斐源氏武田氏に助力をたのみ、領地の維持に努めた。武田氏は甲斐統一のために疲弊し、越境してくる村上・大井軍、府中小笠原氏に対処しつつ、諏訪に侵攻した。天候不順と河川の氾濫のために国力が衰えていた武田氏は、食糧と馬、武将・軍隊確保のため、天文年間よりついに佐久へ侵入を始める。南佐久より侵攻した武田氏は、佐久西部から望月牧を手に入れ、滋野系一族と馬を手に入れる。これを転機として、武田氏は南北佐久を領有する。

武田氏は諏訪を拠点に長野県の中南部へ侵攻し、佐久を拠点に長野県北部と滋野系一族が点在していた群馬県西部に侵攻する。天正10年武田氏が織田・徳川氏に敗れた後、佐久は織田氏の勢力下に入

るが、織田氏滅亡後、徳川氏・北条氏、上杉氏の取り合いとなる。佐久の武士団はそれぞれの氏の支配下に入り、抗争を繰り広げるが、北条氏についた滋野一族・小笠原一族は、徳川に属した芦田氏により撃破され、佐久は徳川氏の支配下に入る。

江戸時代の前期、芦田氏が南北佐久を領有し、仙石氏へと引き継がれた。寛永年間には、徳川忠長領となる。その後分割化が進み、元禄末期には、幕府直轄領・各旗本領、岩村田藩・小諸藩、奥殿(大給)田野口領、松本領と細分化が進み、明治維新を迎える。細分化は、各庶民の生活の不安定化をもたらした。古墳時代以降佐久地方の生活基盤であった馬牛の生産は江戸時代に入ると禁止された。天候の影響を受けやすい農業のみに頼るほか無く、経済・生活基盤は低下する。隣接する村同士で領有者が違う場所も多く、水争議・山境争議が頻発した。江戸時代中期頃から、米作以外の養蚕・養鯉・薬用人参栽培・酒造などに活路を求めたが、大きく生活基盤を安定させるには至っていない。

龍岡城跡を内包する田口地区の歴史は、縄文時代に遡ると考えられるが、市の中心に比べ開発が少なく、発掘調査からの良好な資料は得られていない。龍岡城跡に隣接する「五庵遺跡」では、中世を主体とする集落の一部として、建物址が検出されている。

中世までの周辺の周知の遺跡は以下のとおりである。

龍岡城跡の西側には弥生時代から平安時代の複合遺跡である「原遺跡」、「山崎遺跡」、「割塚遺跡」と「原古墳群」(幸神古墳群、外九間古墳群、中原古墳群)、縄文時代から平安時代の複合遺跡であり、龍岡城第一石切場跡を含む「明法寺遺跡」、北側から西側には縄文時代・奈良時代から中世の複合遺跡である「五庵遺跡」、北側には中世の「田口館跡」、「田口城跡」、東側には縄文時代から平安時代の複合遺跡である「神原道場遺跡」、古墳時代から中世の複合遺跡の「英田地畑遺跡」、縄文時代・古墳時代から中世の複合遺跡である「宮東遺跡」、縄文時代・古墳時代から平安時代の「大工原遺跡」、古墳時代から平安時代の複合遺跡の「明躰遺跡」、「日向大工原遺跡」、南川を挟んだ南側には縄文時代・古墳時代から平安時代の複合遺跡である「三分遺跡群」、南東には縄文・奈良・平安時代の「山口遺跡」、南側の山麓には龍岡城跡に使用された石材を供給した「龍岡城第二石切場跡」などがある。これら周知の遺跡の状況から、弥生時代から平安時代にかけての佐久市内の平坦部の諸地域と同じ状況が見て取れる。

田口地区は平安時代末期から鎌倉時代にかけて平賀氏領であったが、15世紀中葉に大井氏領となり、16世紀中葉に佐久郡に侵攻して来た武田氏領となる。武田氏滅亡後は、16世紀末に、徳川方の芦田氏の支配地となり、仙石氏の支配を経て、江戸時代を迎える。寛永には徳川忠長領となり、正保には幕府直轄領、その後甲府徳川領などを経て宝永元年に大給田野口領となった。以後大給氏の所領地として継続し、明治維新を迎える。明治維新後は、版籍奉還を経て、明治8年に田野口村となり、明治9年には、上中込村と大奈良村を加えて田口村となる。明治22年の町村制発足により、下越村・三分村・常和村清川組と合併して新しい田口村として発足する。昭和31年に青沼村と合併して田口青沼村となり、翌32年に臼田町と合併して臼田町田口となり、平成17年に佐久市と浅科村・臼田町・望月町が合併し、佐久市田口として現在に至っている。

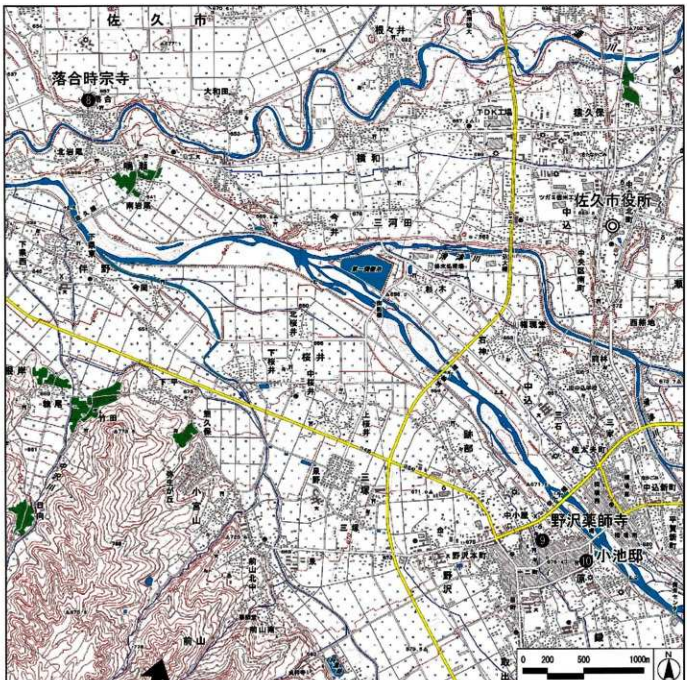

図2.9　歴史資産及び龍岡城関連資産位置図（1/2）

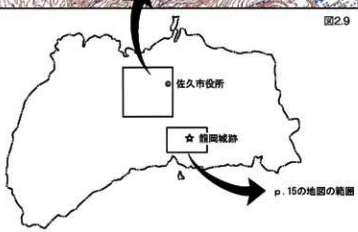

番号		名　称	備　考	年　代
遺跡・古墳群	1	明法寺遺跡	明法寺古墳・龍岡城第一石切場跡	縄文～平安
	2	五庵遺跡	五庵古墳	縄文・奈良～中世
	3	神原道場遺跡		縄文～平安
	4	三分遺跡	三分古墳	縄文・古墳～平安
	5	山口遺跡		縄文・奈良・平安
	6	大工原遺跡	上宮代古墳	縄文・古墳～平安
	7	宮東遺跡		縄文・古墳～中世
	8	原遺跡	原古墳群(幸神・外九間・中原)・市史跡	弥生～平安
	9	割塚遺跡	割塚古墳	弥生～平安
	10	英田地畑遺跡	英田地畑古墳	古墳～中世
	11	新海三社古墳群		古墳
	12	明躰遺跡		古墳～平安
	13	日向大工原遺跡		古墳～平安
	14	田口館遺跡		中世
	15	龍岡城第二石切場跡		近世
1		新海三社神社	国指定文化財(三重塔・東本社) 市指定文化財(中本社・西本社・御鳴代石)	平安
2		上宮寺	県宝(金剛力士像・梵鐘)	平安（近世）
3		田口城跡		中世室町
4		善松院		安土桃山
5		磨崖青面金剛像	市指定文化財	江戸以前
6		田口高札場	市指定文化財	江戸
7		田口丸山邸	龍岡城薬医門を移築	明治
8		野沢薬師寺（別図）	龍岡城東通用門を移築	明治
9		落合時宗寺（別図）	龍岡城大広間を移築	明治
10		小池邸（別図）	龍岡城書院を床の間に移築	

凡例　❶～⑩ 歴史資産　⑪～⑮ 遺跡・古墳群
遺跡・遺跡群
佐久市指定史跡の古墳
その他の古墳

幸神古墳群
外九間古墳群
中原古墳群
田口
下分
龍岡城跡
田口小学校
田口陣屋所
善松院
田口高札場
田口配水池
新海三社神社
上宮寺
田口駅
S=1:10,000
0　100　250　500m

図2.10　歴史資産及び龍岡城関連資産位置図（2/2）

史跡周辺に存在する主な歴史資産は、「原古墳群」、「新海三社神社」、「上宮寺」、「田口城跡」、「蕃松院」（田口館跡）、「磨崖青面金剛像」、「田口藩高札場」、「龍岡城薬医門」（丸山邸）などがある。また野沢地区の成田山薬師寺には、「龍岡城東通用門」が、高瀬地区の落合時宗寺には「龍岡城表御殿（大広間）」が移転されて現存している。これらの歴史的資産については、以下に説明を加えた。

① 古墳群

周辺に残存する古墳は総数25基を数える。「幸神古墳群」６基、「外九間古墳群」３基、「中原古墳群」、「割塚古墳」「明法寺古墳」、「五庵古墳」、「英田地畑古墳」、「新海神社西御陵古墳」、「新海神社中御陵古墳」、「新海神社東御陵古墳」、「新海神社古墳」、「上宮代第２号古墳」、「宮代古墳」、「三分１号古墳」の25基である。このうち「幸神１号墳」、「幸神２号墳」、「外九間１号墳」、「中原１号墳」は、昭和47年に臼田町指定の史跡として指定され、現在は佐久市の史跡として指定されている。本書では「幸神古墳群」「外九間古墳群」「中原古墳群」を「原古墳群」として扱った。

幸神一号古墳

新海神社東御陵古墳

② 新海三社神社

所在地：佐久市田口2329

新海三社神社は、佐久開拓の祖神とされる興波岐命を主神として東本社に祀り、その父神の建御名方命（諏訪大社主神）を中本社、伯父神の事代主命（恵比寿神）、誉田別命（八幡神社主神）を西本社に祀る佐久三庄三十六郷の総社である。新開の神を祀り、東本社、中本社、西本社の三つの神殿があることから新海三社と呼ばれている。新開から佐久の地名がついたという説もある。江戸時代に奥殿藩田野口領となってからは、境内内にあった神宮寺（現上宮寺）とともに歴代藩主により庇護を受けた。

三重塔と東本社は国の重要文化財、中本社と西本社及び御魂代石は市の有形文化財に指定されている。

図2.11　新海三社神社境内

参道より拝殿を望む

新海三社神社建立の年代は明らかではないが、関連する出来事は以下のとおりである。

表2.5　新海三社関連の出来事

嘉祥２年（849）	新海三社神社三重塔創立と伝わる
延文３年（1358） 正平13年	御魂代石つくられる
文明年間（1469～1487）	三重塔修理
天文12年（1543）	上宮寺梵鐘が、田口長能により新海大明神奉寄進として神宮寺に納められる
寛永６年（1629）	三重塔修理
延宝４年（1676）	新海三社神社境内の神宮寺が真言宗の江戸愛宕寺の末寺となる
元禄２年（1689）	新海三社神社の社殿が大破
宝永４年（1707）	新海三社境内の神宮寺に本尊ができる
宝永７年（1710）	新海三社神社末社完成
明和４年（1767）	新海三社神社三重塔修理
慶応４年（1868）	神仏判然令により、新海三社神社内にあった神宮寺を宮代に移し、上宮寺と改称

文化財として指定されているものは以下のとおりである。

表2.6　新海三社の文化財

国重要文化財 （建造物）	新海三社神社三重塔 明治40年８月28日指定	社伝によると、嘉祥2年（849）に創立し、文明年間（1470～1486）に修理したとされている。現在のものは宝鐸（風鐸）の記銘年が永正12年（1515）であることや、建築様式・構造・建築手法などから16世紀前半と考えられる。その後寛永６年（1629）と明和４年（1767）、文化13年（1816）、明治13年（1880）に屋根などの修理がなされ、昭和30年に解体修理されて現在に至っている。塔は卒塔婆（梵語のストゥーパ）の略で、本来仏教的建造物であるが、わが国には神仏習合の歴史があり、新海神社に合せて神宮寺が置かれ、その塔として建立されたものである。慶応4年（1868）に出された神仏判然令（神仏分離令）により、神宮寺は川原宿（字下宮代）に移されて上宮寺と改称されたが、三重塔は神社の宝物庫という名目で現位置に残された。
	新海三社神社東本社 昭和12年７月29日指定	東本社は、新海三社神社の主神興波岐命を祀る神殿で、建築様式は一間社流造、檜皮葺の社殿である。建立年代は明らかでないが、形式手法からみて室町期の建立であることは確実とされている。庇の木鼻の象形、母屋の頭貫木鼻の笹模様、また庇の角柱の面を大きく取ってあることなどが時代的特徴を示している。 明治８年（1875）の「亥村費御元帳（農民の年貢などの額を記した帳面）」には親宮（大家社）を移築して東本社とした記録がある。昭和35年（1960）には半壊した屋根等の復元工事が行われている。
市有形文化財 （建造物）	新海三社神社中本社・西本社 平成14年３月６日指定	中本社は建御名方命を祀り、西本社は事代主命と誉田別命を合祀する。建立年代は明らかでないが、源頼朝による神殿の再興の記録があることから、創建は鎌倉時代初期以前と推定される。各種の記録や古文書によると、室町期以降改修や再建が行われ、その度ごとにその時代相応の装飾・意匠が付加されたと考えられている。特に元禄時代以降、現在の中本社・西本社は元禄12年（1699）から翌年にかけて建替えられたもので、日光東照宮造営の影響を受け、社殿全体に彩色がほどこされている。 様式は、中本社は一間社流造、西本社は二間社流造で、ともに銅板葺き切妻造である。
	御魂代石 昭和55年３月31日指定	新海三社神社の中本社と西本社の間に御魂代石と呼ばれる石幢形の石造物がある。 自然石を重ねた約50cmの台の上に基礎、幢身、笠、宝珠を重ねてあり、宝珠だけは石質が異なっている。高さは約1.5m、幢身は円筒型で周囲約１mである。幢身には左右相称の龍とみられる図柄が彫刻され、龍の向き合う中間に造立の年「延文三年戊三月十二日」（1358）が刻まれている。

新海三社神社三重塔

新海三社神社東本社

新海三社神社東本社（側面）

新海三社神社西本社・中本社

御魂代石

③ 上宮寺（じょうぐうじ）

所在地：佐久市田口2553-1

上宮寺は、明治以前は新海三社神社の別当寺として神宮寺と称し、新海三社神社境内にあった。神宮寺は延宝４年（1676）に、真言宗智山派江戸愛宕（あたご）円福寺の末寺となり、慶応4年（1968）神仏判然（はんぜん）令（神仏分離令）により、現在の場所に移り、新開山上宮寺と改称し、真言宗大覚寺派の嵯峨大覚寺末寺となった。

上宮寺由来によると、開基は西暦600年頃とされ、旧寺名は新海山上宮本願院神宮密寺と称し、本尊は阿弥陀如来である。本堂内に安置されている新海神社の本地仏である千手観音は、佐久三十三観音霊場第十二番札所の観音となっている。

文化財として指定されているものは以下のとおりである。

表2.7　上宮寺の文化財

県宝 （彫刻）	金剛力士像 平成21年４月20日指定	かつて新海三社神社境内の本地堂（観音堂）の仁王門内にあった金剛力士像で、慶応４年（1968）神仏判然令（神仏分離令）により神宮寺の堂宇とともに現在地に移された。 阿形、吽形とも像の高さは230cm程度で、両像とも檜材や松材を使った寄木造りである。 2007年の調査により、阿形の背面材内側に墨書銘があることが判明し、文明２年（1470）に造立、仏師は大工祐得、小工伊賀寺雄真であることが確認された。
県宝 （工芸品）	上宮寺梵鐘 昭和52年３月31日指定	上宮寺の鐘楼はかつて新海三社神社にあった別当寺の神宮寺にあったものである。梵鐘の高さ約70cm、口径約50cm、竜頭の高さ約17cm、鎌倉時代の風格を保つ。 梵鐘の碑文によると、南北朝初期の暦応元年（1338）に上州群馬郡高井郷（前橋市）東覚寺のために作られたもので、約200年後の天文12年（1543）田口城主田口長能（ながよし）によって新海大明神へ寄進され、神宮寺に納められたという。

上宮寺金剛力士像（吽形）

上宮寺金剛力士像（阿形）

上宮寺梵鐘

④ 田口城跡

所在地：龍岡城跡の北側

田口城は佐久の豪族依田系田口氏により中世15世紀代に蕃松院裏手の尾根上に築造された山城である。標高966mの最高地点を東端として、西北西に延びる尾根上に長さ1km以上にわたって築かれ、尾根の南西側は高い岩の断崖が続いて自然の城砦となっている。本丸（主郭）は897mにあり、本丸の北西方向には何段もの郭が築かれている。城跡には堀切、石垣、土塁、空堀などの遺構があり、残存状況は良好である。

現在はカラマツ植林や落葉広葉樹林で覆われているが、1975年の空中写真では、本丸の北西側にある郭の平坦地は耕作地として利用されている。尾根の北側からの林道は本丸まで通じている。

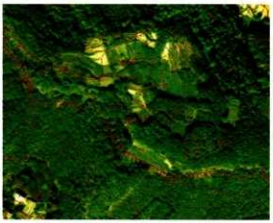

田口城跡の空中写真（1975年撮影）

本丸の南側

⑤ 蕃松院（田口館跡）

所在地：佐久市田口2893

かつて現在の蕃松院の西方にあった明法寺は戦火に遭い、現在の中門の西に移り、その後、天正８年（1580）儀山沅孝大和尚により曹洞宗の寺として開山された。

天正11年（1583）田口城主依田信蕃が岩尾城攻略のときに没し、信蕃の子松平康国が父信蕃の菩提寺として居館跡に堂宇を建立し、儀山沅孝大和尚が開山した寺を移し、父の戒名より寺号をとって蕃松院とした。

この地は宝永元年（1704）大給田野口領（P35, 36参照）となり、天明６年（1786）より歴代藩主の位牌を安置し、蕃松院が菩提寺となった。寛政２年（1790）蕃松院客殿が落雷により焼失し、現在の本堂は文政５年（1822）に再建され、2008年に補修されている。

蕃松院本堂

⑥ 磨崖青面金剛像　市有形文化財（建造物）、平成14年３月６日指定

所在地：佐久市田口2888

蓼松院の西にあるお滝神社の横に、自然石に刻まれた磨崖仏がある。磨崖物は田口城山の山すそにある露岩を57cm程えぐりとって庇とし、その奥の横135cm、縦80cmの石面に青面金剛が彫られている。青面金剛は横35cm、縦31cm程の矩形の中央に彫られ、矩形の左右にも、上方に二羽の鶏、下方に二匹の猿が小さい矩形の中に彫刻されている。

青面金剛は顔の色が青い金剛童子で庚申信仰での礼拝対象となっており、庚申塔や青面金剛像はよくみられるが、磨崖のものは九州と東北に２体あることが判明しているだけで、極めて希少な石造物である。

造られた年代は明らかではないが、お滝神社参道脇の六角石灯籠の竿に、寛文12年（1672）の銘が入っていることから、それ以前に造られたものであると推定されている。

磨崖青面金剛像

磨崖青面金剛像（拡大）

⑦ 田野口藩高札場　市有形文化財（建造物）、平成９年４月１日指定

所在地：佐久市田口2687

高札場は、江戸時代に藩主が領民支配を徹底するために法度、掟、禁制等を書いて掲示した場所である。

高札場の建設についての明確な資料はないが、陣屋敷地跡の南外周に残されている石垣と、高札場の石積みが同様であることから、陣屋がおかれたのと同時代に設置されたと推定されている。

石積みは間口4.3m、奥行2.27m、高さ0.9mの堅固な三段積みになっており、木造部分は間口4.2m、高さ3.33mの板屋根で、石積みを含めると4mを超える高さとなり、掲示された高札は見上げる位置となる。石積みの上の表面に25本、奥行に10本の頑丈な木の柵が巡らされている。木造部分は何度か修復されたが、礎石は原形を保っている。

田野口藩高札場

⑧ 田口丸山邸

所在：佐久市田口2431

明治４年（1871）龍岡城より払い下げた薬医門と塀を田口丸山氏邸に移築している。

田口丸山邸の門と塀（龍岡城の薬医門と塀を移築）

⑨ 野沢成田山薬師寺

所在：佐久市大字原467

成田山薬師寺は京都智積院を本寺とする真言宗の寺院で、創建は久安年間（1145～1150）とされる。佐久三十三番札所の十一番札所である水落観音堂と、十二番札所である上宮寺の納経所となっている。

明治４年（1871）廃藩置県により取り壊しとなった龍岡城から東通用門の払い下げを受け、山門とした。2003年に門の前に「ぴんころ地蔵」が建立され、健康長寿祈願のお地蔵様として多くの観光客が訪れている。

野沢成田山薬師寺の山門（龍岡城東通用門を移築）

⑩ 落合時宗寺

所在：佐久市鳴瀬3645

時宗寺は龍雲寺を本寺とする曹洞宗の寺で、山号は仏国山と称する。創建は天正18年（1590）。時宗寺の由緒（縁起）では、山号は佛谷山と称し、福井の永平寺や鶴見の總持寺を本山とし、創建は天正４年（1576）となっている。

慶応年間（1865～1867）に焼失し、野沢の並木邸に保存されてあった龍岡城の表御殿（大広間）を、明治４年（1871）に再移築して本堂としている。

落合時宗寺の本堂（龍岡城大広間を移築）

3）史跡をとりまく社会環境

① 佐久市の人口推移

佐久市の人口は100,406人（平成24年10月１日現在）で、平成17年以降わずかに減少し続けている。行政区別に見ると、都市部の旧佐久市ではわずかに増加傾向であるが、旧臼田町、旧望月町、旧浅科村はいずれも減少が続いている。世帯数はわずかに増加しており、核家族化、少子化傾向がうかがえる。

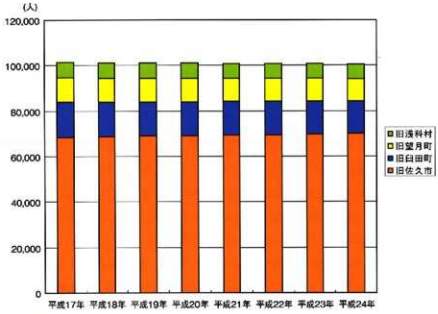

② 佐久市の産業構造

佐久市の産業分類別の従業者数は、製造業、卸小売業、医療・福祉、建設業、サービス業が75％以上を占め、農林漁業は１％程度である。

佐久市の農業経営体はほとんどが法人化していない個人経営である。販売農家数は4,444戸、総耕地面積は416,148aで、長野市、松本市に次いで多い。耕地面積の68％にあたる282,517aが水田である。花卉類の栽培農家数は長野県で最も多く、栽培面積も中野市に次いで第２位である。果樹類、露地野菜の栽培も盛んである。農業従事者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地面積は94,495aにのぼる。

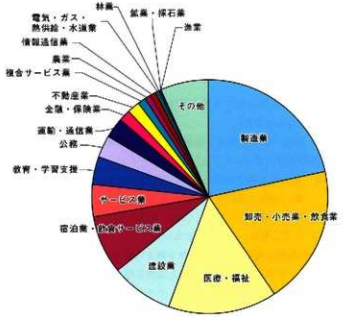

③ 土地利用状況と法規制

史跡周辺の土地利用及び土地の規制状況は以下のとおりである。土地の規制状況に関わるものは、都市計画区域、農業地域、森林地域、河川区域、長野県郷土環境保全地域である。

史跡周辺の土地利用は、住宅地を除いた平坦部の耕作可能地は水田に利用され、雨川の南側は畑耕作地や果樹園となっている。田口地区では、松平乗謨が導入したといわれる薬用人参のほか、花卉類の栽培が盛んである。果樹ではりんご、もも、プルーンなどが栽培されている。

龍岡城跡は都市計画法第５条による佐久市都市計画区域に含まれているが、同第8条の用途地域区分は無指定で、容積率100%、建ぺい率60%、道路斜線1.25、隣地斜線1.25となっている（図2.14）。

龍岡城跡を含む田口地区一帯は、国土利用計画法第9条で指定する農業地域となり、龍岡城跡西側と雨川の南側は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づき、市が農用地利用計画において指定した農用地区域となっている。農用地区域は、農業上の用途区分が定められており、原則として、その用途以外の目的に使用することはできない（図2.15）。

龍岡城跡の北側及び南側の山林は、森林法第５条に基づき、長野県が定めた地域森林計画対象の民有林となっている。地域森林計画対象民有林内では、土石又は樹根の採掘、開墾など土地の形質を変更する開発行為でその規模が1haを超える場合は、知事の許可を受けなければならない。

また、蕃松院の北側の山林は森林法第25条の保安林に指定されている。保安林の種別は第1項第6号の落石防止保安林（面積9.57ha）（登記上は30筆合計で6.505ha）である（図2.16）。

龍岡城跡の南側を流れる雨川は河川法第４条の一級河川で、東部山地の田口峠を源とし、住吉橋の上流で千曲川に合流する延長12.2kmの河川である。雨川の改良工事は延長8.0kmが終了し、改修率は65.6%となっている。

新海三社神社周辺は、長野県自然環境保全条例第３章の長野県郷土環境保全地域に指定されている。郷土環境保全地域は、歴史的な特色があり、良好な自然環境を形成しており、良好な自然環境を保全することが特に必要である県内36地域、4,044haが指定されており、第16条と第17条により保全地域内での行為が以下のように規制されている（図2.17）。

名称：新海三社神社郷土環境保全地域

指定年月日：昭和54年（1979年）10月１日　　面積：27.85ha

長野県自然環境保全条例 第３章 郷土環境保全地域（抜粋）

（保全のための措置）

第16条　県は、郷土環境保全地域における自然環境の保全のために必要な施設の整備その他の措置を講ずるものとする。

（郷土環境保全地域における行為の届出）

第17条　郷土環境保全地域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届けなければならない。ただし、第１号から第３号までに掲げる行為で森林法第34条第２項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

（1）その規模が規則で定める基準を超える建築物その他工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

（2）宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

（3）鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

（4）水面を埋め立て、又は干拓すること。

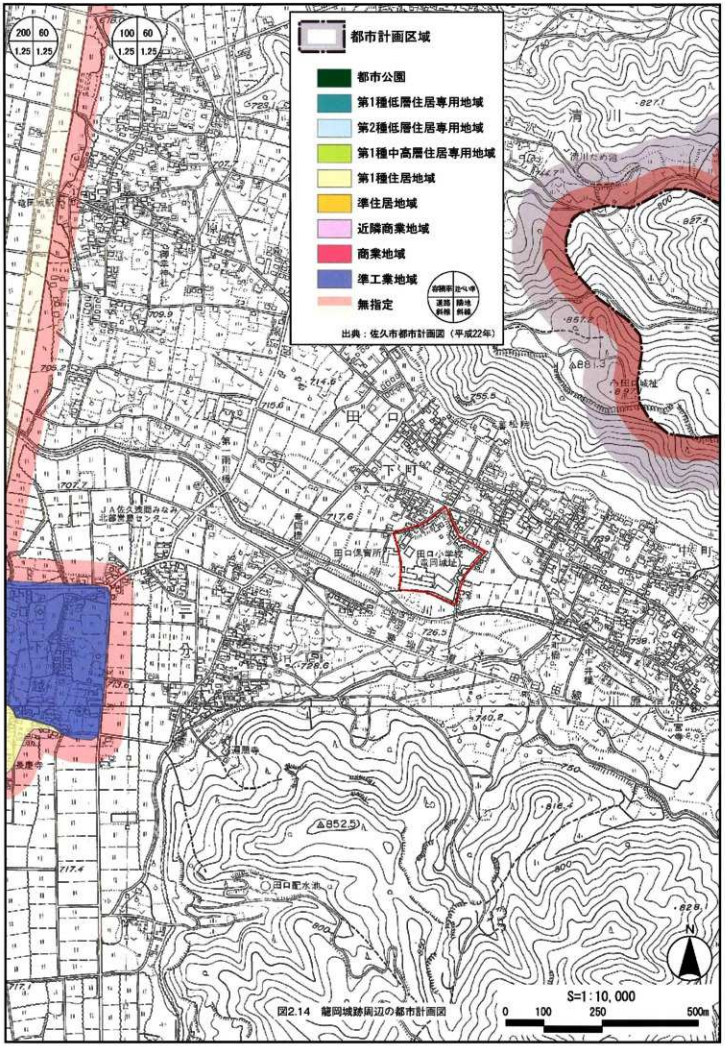

図2.14　鞍岡城跡周辺の都市計画図

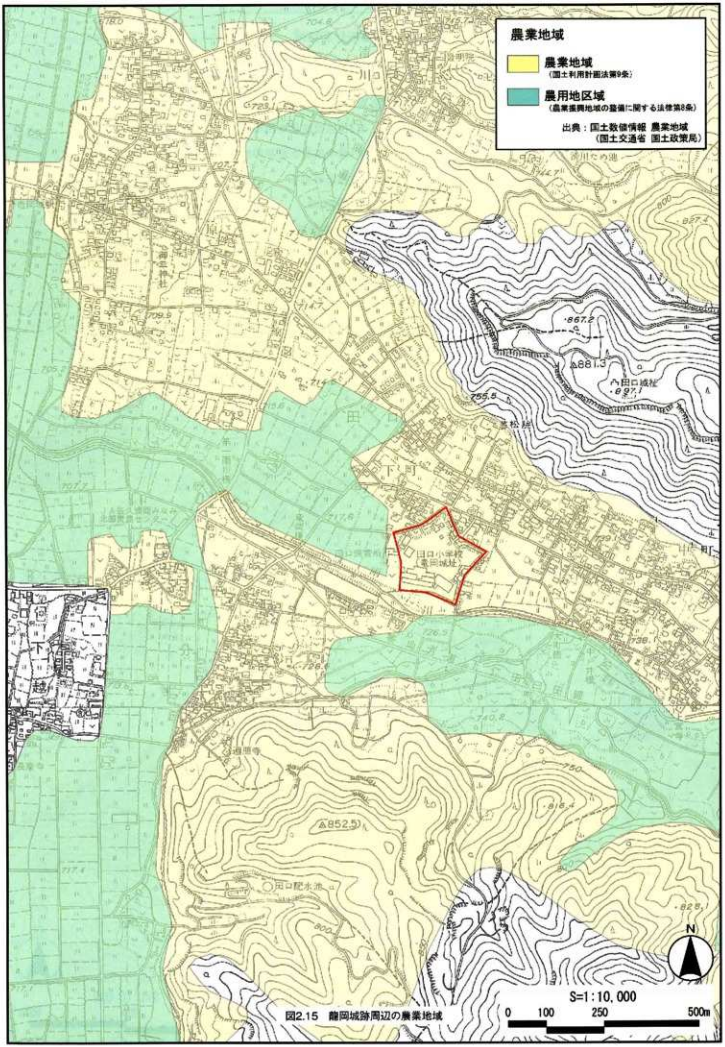

図2.15　龍岡城跡周辺の農業地域

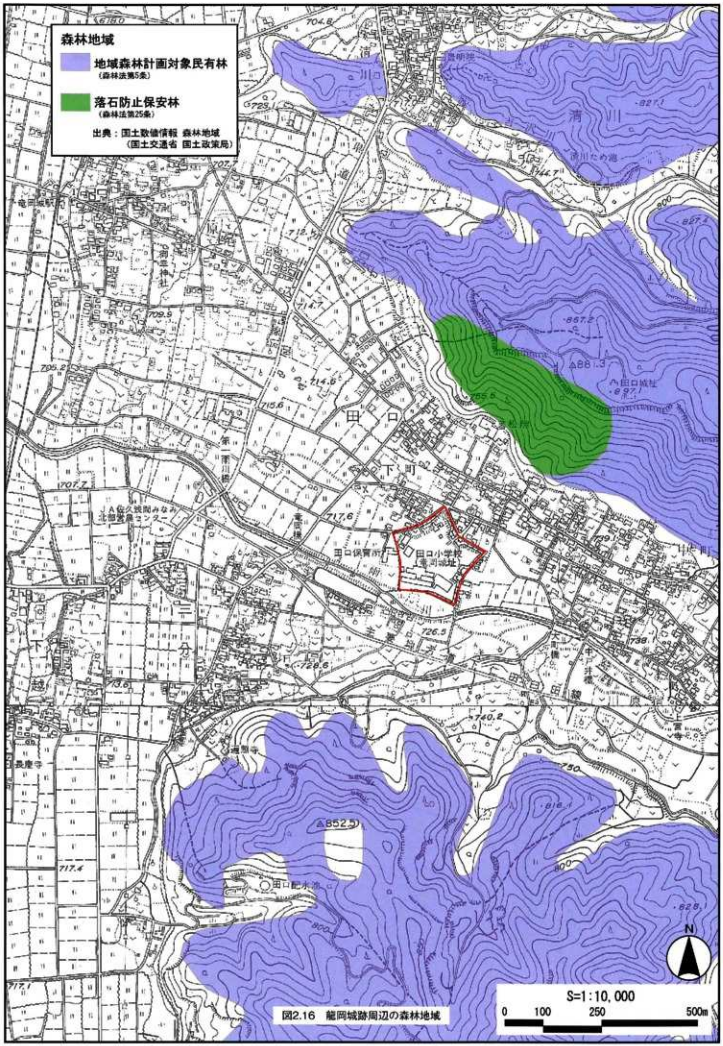

図2.16　龍岡城跡周辺の森林地域

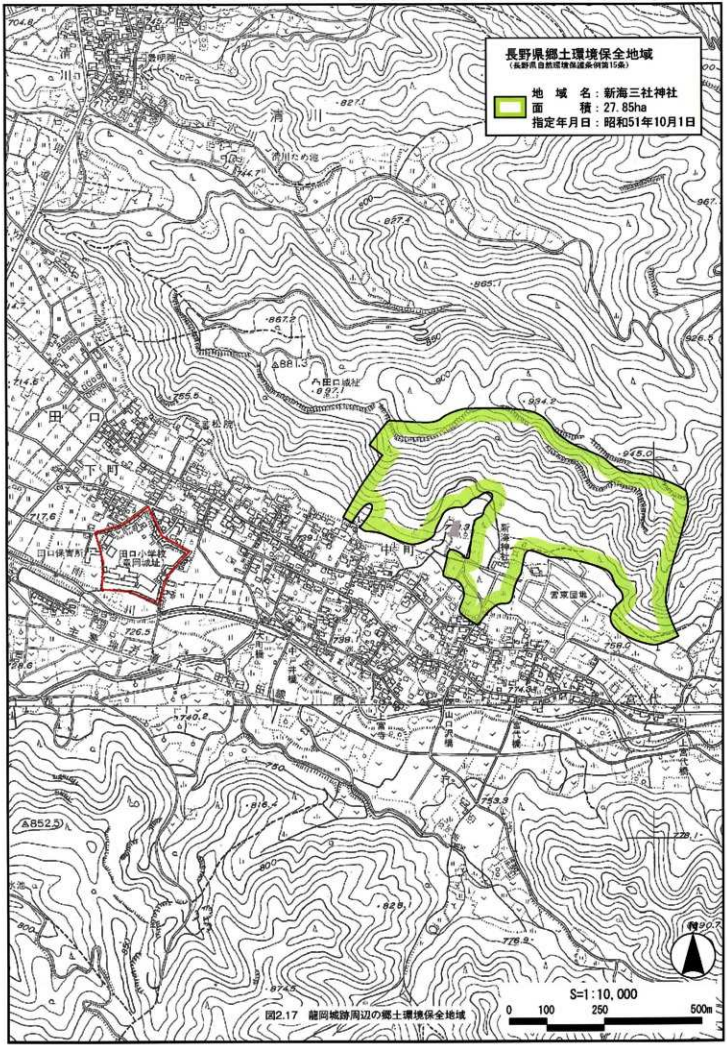

図2.17　龍岡城跡周辺の郷土環境保全地域

④ 史跡および周辺の交通

観光統計や各種交通機関の統計資料から、史跡の利用者数の経年状況を把握した。

観光統計では、龍岡城跡は臼田駅を利用する稲荷山公園と合わせた利用者数となっているが、年間約10万人が訪れ、そのうち15%は県外からの利用者である。

旧中込学校資料館の利用者数は約8,000人であるが、平成20年以降やや減少が続いている。利用者の約35%は団体での利用である。

川村吾蔵記念館は平成22年に開館され、年間5,847人の利用があった。ほとんどの利用者は龍岡城跡も訪れていると考えられる。

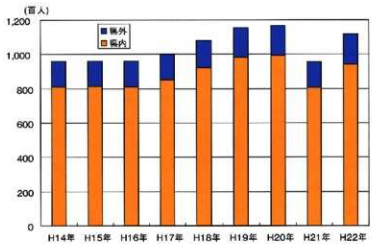

図2.18 龍岡城跡・稲荷山公園利用者数

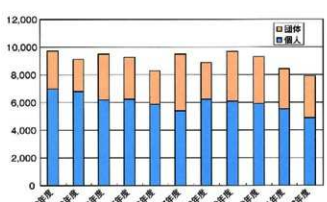

図2.19 旧中込学校資料館の利用者数

ＪＲ線の佐久平、岩村田、中込、臼田各駅の年間乗降人員は、佐久平駅を除いて減少傾向にある。臼田駅は最も乗車人員が少なく、約18万人である。

高速バスは平成５年に佐久ICが供用開始されて以降、東京、長野、京都・大阪各方面に路線が新設され、東京方面は池袋と立川を合わせると年間約10万人の利用がある。

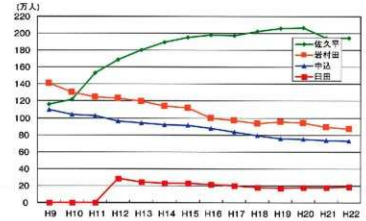

図2.20 JR線の乗車人員

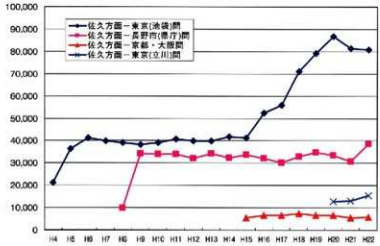

図2.21 高速バスの利用者数

高速道路の佐久ICの１日利用台数は約１万台で、増加傾向にある。佐久平スマートICは１日560台程度の利用がある。

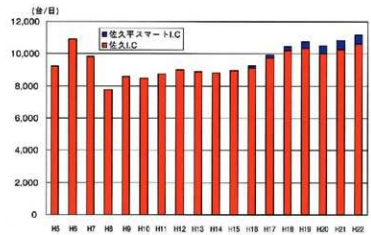

図2.22 高速道路の利用台数

2　史跡の指定範囲

【指定名称】　龍岡城跡

【所　在　地】　長野県南佐久郡田口村大字田口字龍岡、割塚、大字三分字古川
現在：長野県佐久市田口

【指定面積】　三町一畝二十三歩（2.9927ha）

【指定説明】　文久三年旧龍岡藩主松平乗謨其ノ居城トシテ築シキ所ニシテ（函館五稜郭ニ同シク五角面堡トセリ）同年九月工ヲ起シ慶応二年十二月竣工セシモノナリ　明治四年六月廃藩ト共ニ廃城トナリ、建造物ハ撤セラレソノ一部ハ小学校々舎トシテ使用セラル墓濠破壊セラレタルトコロアルモ尚ヨク旧規ヲ存ス（以上文化庁保管指定台帳説明文）

【指定年月日】　昭和9年（1934年）5月1日

【管理団体】　佐久市

【管理団体の指定】　昭和9年7月25日

【指定地番】　昭和9年時

表　2.8　史跡の指定地番（昭和9年時）

土地の所在	地字	土地の表示
大字田口	龍岡	2987番1、2990番1、2990番2、2991番1 招魂社境内、自2992番至2995番、3000番、自3017番至3025番、3029番、3046番1、3046番2、3047番1、3047番2、3048番1、3049番1、自3050番至3052番、3054番1、3055番、3058番、3062番イ、3062番1
	割塚	3255番、3256番
大字三分	古川	佐久市三分　自675番至680番

表2.9　指定地番の現況（国土調査後の土地の表示）

土地の所在	地字	土地の表示	土地所有の形態	備考
大字田口	龍岡	2987番1、3000番1、3000番2、3000番3、3017番、3019番2、3055番、3062番3、3123番22、3123番25	公有地	佐久市
		2990番1、2991番1、2992番、2995番	民有地	龍岡護国神社
		3023番、3029番	民有地	財団法人帝国在郷軍人会田口村分会財団
		3024番1、3025番1	民有地	鈴木　守
		3062番1	民有地	田口区
	割塚	3255番、3256番		

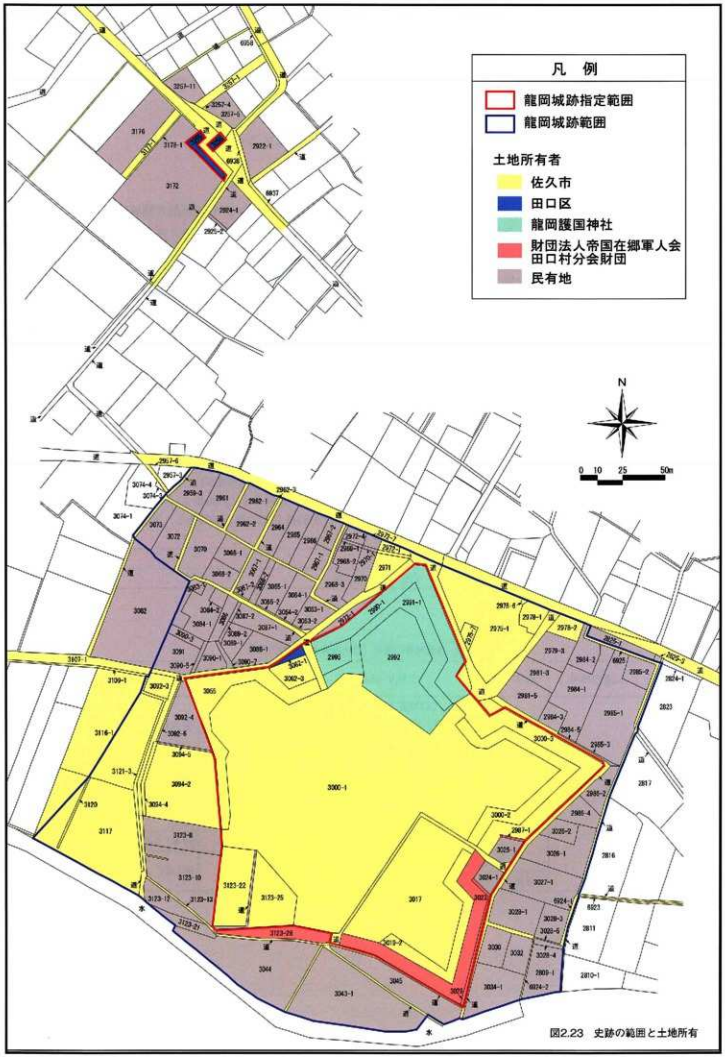

図2.23　史跡の範囲と土地所有

3　史跡の概要

1）龍岡城跡の歴史

龍岡城跡は、江戸時代末期に田野口藩主松平乗謨（明治２年以降大給恒と改名、1839-1910）が田野口新陣屋として建造した洋式城郭である。函館五稜郭とともに日本に二つしかない星型稜堡をもち、龍岡城五稜郭とも呼ばれる佐久市を代表する歴史資産である。

龍岡城を建築した松平乗謨を輩出した大給松平氏は、明応２年（1493年）、松平乗元が三河大給城主となって徳川氏の祖松平信光から分立し、大給松平を称したことに始まる。松平乗謨は大給松平氏奥殿藩の第11代藩主で、文久3年（1863）に藩の本拠を三河奥殿から佐久田野口村に移すにあたり、田野口新陣屋として龍岡城を築いた。新陣屋を建設する場所として田野口、入沢、大沢、三塚が誘致に名乗りを上げた。三塚は田野口陣屋ができる前に旧代官所があった地である。田野口は現陣屋があること、陣屋建設のための広い敷地が確保できることなどから、田野口村龍岡に決まった。

江戸時代、「鎖国」と称し、1639年より幕府の認めた国以外との通商や往来を禁止してきたが、寛政年間（1789～1800）頃より、日本沿岸に諸外国の船が頻繁に出没するようになり、食糧や水の補給、通商を求めて問題を起こすようになった。幕府は、異国船打払令を発布するなど対抗処置をとり続けたが、嘉永６年（1853）にアメリカのペリーの来航と共に急速に開国へと歩み始めた。幕府は大砲を備えた外国船に対抗するために、品川に大砲を備えた台場を設置すると共に、各藩に対し台場の設置を急がせた。台場の設置は、安政から文久年間にピークを迎えた。沿岸や湾内を警備するための砲台を備えた台場以外に、陣屋・奉行所として、周囲から独立した城郭状施設の設置も行われた。その代表が星型の稜堡を持つ洋式城郭である函館五稜郭である。

田野口藩主松平乗謨は、嘉永５年に家督を継いで、文久３年に25歳で大番頭に抜擢されるまでの10年間が、ペリー来航そして開国への激動期であった。その時期に台場設置や、四稜郭松前藩戸切地陣屋設置、函館五稜郭などが設置されたことに触発され、蘭学・仏学・仏語に精通していた彼は、内陸部でありながらフランス式星型稜堡様式を取り入れた陣屋建築を決意した。

戦国時代前半に築城のピークを迎えた山城・平山城は、織田信長―豊臣秀吉―徳川家康の天下統一とともに次々と廃城となり、領国制による平城の築城が17世紀前半にピークを迎える。多重の濠と高い石垣、天守と呼ばれる多層櫓を備えた近世城郭が登場する。弓・火縄銃・槍などによる攻撃に対し、高い防御施設であった。統一に伴い領国同士の戦いが想定されるような戦時の防御施設という意義は薄れたが、領国の大名の権威を示す象徴として近世を通じ存続した。

江戸時代後期、近海に頻繁に出没する外国船は、大砲を備えており、従来の防御施設では太刀打ちできないことは明確であり、幕府は対処に追られた。大砲は炸裂弾であり、長距離を正確に砲撃できる武器であった。海上から天守を砲撃することも可能であり、防衛施設の改変が早急の課題であった。移動する砲台である外国船に対して、沿岸に砲台を備えることで対処を図った施設が台場である。沿岸の台場の他に、函館の五稜郭のごとく大砲戦に備えた要塞状城郭の建設も行われた。海防として設置された台場の中にも、大砲の発射角の死角がないように稜堡型を採用した神奈川砲台（1860年竣工）・和田岬砲台（1864年竣工）などが登場する。さらに陣屋として稜堡型を採用した松前藩の戸切地陣屋なども建築される。フランス式の星型稜堡を採用したのが函館五稜郭で、安政４年（1857）に

着工して元治元年（1864）に竣工した本格的な様式城郭である。星型稜堡は180°の大砲の射角を持ち、敵に対して死角がなく、突出した稜堡部から十字砲火を行うことができるという利点を持つ。石垣も大砲に備え、切込み剥ぎ積という、石と石を交互にかみ合わせ、隙間を無くし、砲撃に耐える強度を持たせた。その星型稜堡の特性に目をつけて建築された陣屋が龍岡城である。

表2.10　三河大給藩から龍岡藩に至る経緯

貞享元年（1684）	大給松平真次の所領が16000石となり、旗本から大名になって、大給藩が成立
宝永元年（1704）	大給松平乗真のときに、飛地の摂津・河内・丹波の12000石が信濃国佐久郡内に交換され、大給田野口領が誕生
宝永6年（1709）	大給藩の佐久領地に置かれた三塚陣屋が田野口村に移され、田野口陣屋と呼ばれる
正徳元年（1711）	大給松平乗真が大給藩の本拠を額田郡奥殿村に移し、奥殿藩に改称
嘉永５年（1852）	松平三郎次郎（乗謨）が家督を継ぎ奥殿藩11代藩主となる
文久３年（1863）	奥殿藩の本拠地を三河奥殿から信濃佐久に移転し、田野口藩に改称

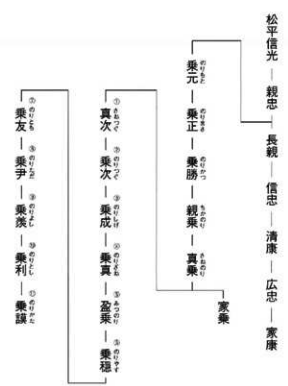

図2.24　大給松平氏の系譜

【龍岡城と同時期に築造された主だった洋式城郭や台場】

函館五稜郭：函館開港に伴い、北方防備・開拓を目的として、函館山北東麓にあった函館奉行所を現在地に移転新築した。安政４年（1857）着工、元治元年（1864）竣工。フランス式星型稜堡を採用した。（北海道函館市：特別史跡）

弁天岬台場：箱館周辺防備のため幕府が構築、安政３年（1856）着工、元治元年（1864）竣工。旧幕府軍と新政府軍の戦いの場となった。明治29年（1896）港湾改良工事により埋め立てられた。（北海道函館市）

松前藩戸切地陣屋（四稜郭）：安政２年（1855）、幕府の命令により松前藩が箱館港守備のために構築した。土塁と空堀により構築される。（北海道北斗市：史跡）

箱館四稜郭：明治２年（1869）榎本軍（旧幕府脱走軍）が新政府軍との戦いのために築く。土塁のみで構築される。（北海道函館市：史跡）

品川台場：ペリー艦隊が来航した嘉永６年（1853）に着工、嘉永７年（1854）竣工。第１、２、３、４（御殿山下台場）、５、６台場が完成する。現在第３台場と第６台場が現存する。（東京都港区：３・６号国史跡）

神奈川台場：伊予松山藩が幕府の命を受けて築く。安政６年（1859）着工、翌年竣工。海岸から東京湾に向けて突き出す形で埋め立てられ、船溜構造を持っていた。現在一部の整備が行われ、石垣の一部が残存している。（神奈川県横浜市）

函館五稜郭（特別史跡）

品川第３台場

箱館四稜郭

天岬台場（函館市立函館博物館HPより）

2）史跡指定までの経緯

田野口藩が、文久３年に新陣屋建設を申請して許可されてから、龍岡城跡が国史跡に指定された昭和９年までの経緯は以下のとおりである。

表2.11　国史跡指定までの経緯

文久３年（1863）	本拠三河奥殿藩を佐久へ移転（国替え） 奥殿藩より田野口藩に改名 新陣屋建設を幕府に申請、許可
元治元年３月（1864）	田野口藩新陣屋着工
慶応２年５月（1866） 慶応２年12月	藩主松平乗謨、老中格に就く 藩主松平乗謨、陸軍総裁に就く
慶応３年４月（1867）	新陣屋竣工
慶応４年２月（1868） ４月 ５月	松平乗謨、陸軍総裁を辞し、名を大給恒（おぎゅうのぶる）に改める 田野口藩兵東山道軍に属して北越出兵。84名中戦死４名 田野口藩より龍岡藩に改名
明治２年３月（1869）	藩主大給恒、龍岡藩の版籍奉還を上表
明治４年５月（1871）	龍岡藩知事大給恒、太政官に廃藩を上表、知事解任 龍岡城の堀を埋め、石垣・台所以外の建物を売却 （薬医門：丸山邸、書院：小池邸、東通用門：薬師寺、大広間：時宗時ほか）
明治６年（1873）	学制発布が行われ、現蓼科院に尚友学校が開かれる
明治８年（1875）	龍岡藩旧藩士により稜堡内に管理されていた台所が寄附され、尚友学校の校舎として改築され、使用される。
明治13年（1880）	稜堡内の三社宮に北越出兵（慶応４年）の戦死者を祀る招魂社を合祀する （三社：藩祖真次・二代乗次・八代乗伊の三柱を祀った社）
明治19年（1886）	稜堡内に設置されていた尚友学校を田口学校と改称
明治23年（1890）	田口尋常小学校と改称
明治27～35年 （1894～1902）	稜堡内に田口小学校東校舎（障子校舎）新築（明治27年）、雨天体操場新築（明治31年）、北校舎・南校舎新築（明治35年）
明治43年（1910）	招魂社新社殿建立
大正８・15年 （1919・1926）	田口小学校東校舎増築（大正８年）、北校舎２階建に増築（大正15年）
昭和４年（1929）	学校校舎として使用していたお台所を現在地に移転・修繕する
昭和７・８年 （1932・1933）	龍岡城保存会が組織され、陸軍省築城本部より専門家を招聘し、堀の掘り出しを主とする復元工事を行う。
昭和9年５月１日（1934）	文部省により「龍岡城跡」として国の史跡に指定される。

3）史跡の指定後の経緯

龍岡城跡が昭和９年に国史跡に指定されてから現在までの経緯は以下のとおりである。

表2.12　国史跡指定から現在までの経緯

昭和13年（1938）	田口尋常小学校東隣子校舎取壊し。移転前のお台所に併設されていた校舎で、東通用門を入って右側にあった
昭和14年（1939）	雨天体操場改築。東通用門を入って左側
昭和15年（1940）	南校舎増築。現況の校舎部分
昭和22年（1947）	田口小学校と改称
昭和30年（1955）	現在地に田口小学校体育館新築
昭和35・36年 （1960・1961）	昭和33・34年の台風により甚大な被害を受けたお台所は、文部省の指導の下、修復工事が行われた。
昭和36年（1961）	田口小学校プール新築。お台所と砲台跡の間に建築された
昭和38年（1963）	グランド造成。北校舎と南校舎の間の校庭の土砂の入替え
昭和39年（1964）	田口小学校雨天体操場取壊し
昭和46年（1971）	大手橋修理
昭和48年（1973）	田口小学校全面改築（現校舎）、旧木造校舎取壊し、グランド造成
昭和51年（1976）	田口小学校バックネット新築
昭和54年（1979）	田口小学校プール改築（浄水、消毒、排水施設の設置ほか）
昭和56年（1981）	大手橋大規模修理
昭和57年（1982）	田口小学校地下式オイルタンク・オイル配管工事
昭和62年（1987）	岡崎市・函館市の花木園設置。黒門の左右
平成元年（1989）	田口小学校非常階段設置
平成10年（1998）	田口小学校プール新築。史跡外の隣接地に建設。史跡内よりプールまでの通路設置
平成19年（2007）	穴門（排水口）の修理保存整備
平成20年（2008）	田口小学校旧プール撤去工事
平成21・22年 （2009・2010）	黒門西側（砲台跡から黒門部）石垣修理保存整備

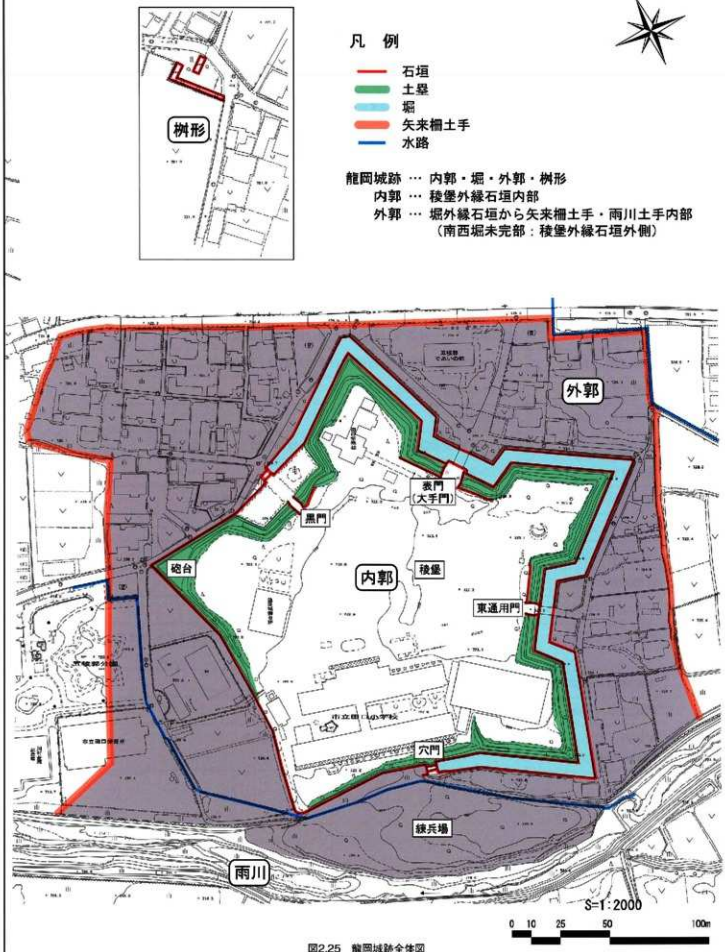

図2.25　龍岡城跡全体図

4）龍岡城跡の構造と発掘調査

龍岡城は、陣屋として建築された建造物であるが、構造的には城郭としての性格を持つ。近世の佐久地方の陣屋は、旧岩村田陣屋・平賀陣屋に見られるような、長方形の主郭を持ち、周囲を堀や土塁が取り囲むという形態が多く、その中でも龍岡城は異質の存在と言える。幕末の混乱期に建造された陣屋として旧来の陣屋建造物の常識を超えた城郭状の陣屋とも言える。また、西側から南側にかけての部分は未完成であり、藩財政の逼迫と竣工の翌年が明治維新という国内情勢を現してもいる。

龍岡城は、星型の稜堡と稜堡外縁の土塁と石垣（1）、堀（2）、堀の外側の石垣と西・北・東部から雨川に接続した矢来柵土手内部（3）、北西部の桝形（4）、陣屋としての建物群（5）から構成される。この内、（1）を内郭と呼び、（3）を外郭とする。また、内郭に存在している建物はお台所（場所は移動）のみである。（付図：龍岡城跡全体図参照）

龍岡城の大きな特徴は、星型の稜堡とその稜堡を巡る堅固な石垣である。稜堡は版築工法により造成されており、シルト・砂・粘土・小礫を使い分け、版築交互層を形成している。北側は、河岸段丘面を削り込み版築し、南側は上記の版築工法を採用した盛土が行われていると考えられる。星型稜堡側の石垣は、切り込み測ぎ技法を採用した布積みを主としており、一部亀甲積み状の箇所、雑積みの箇所が存在する。外郭側の石垣は、表門と東通用門をはずれたあたりから、雨川の自然石を使用した野面積みや雑積み、落し積みへと変化を見せる。

平成18～22年度にかけて、史跡南側の「排水口（穴門）」と西側の「黒門南側」の石垣の緊急保存修理が行われ、史跡の石垣構造と版築構造の一部が明らかになった。

明らかになった石垣構造

下記１～４が石垣石からの版築状況である。

1　石垣の裏込め石は南接する雨川の河原石で、人頭大から拳大、石垣構成石の末端より30～40cmの厚さを測る。
2　シルトと粘土の混合層で拳大の雨川河原石を3%前後含む。35cm前後の厚さで版築される。
3　黄褐色粘土層＋灰黄色粘土層（白灰色粘土層）＋黄褐色粘土層＝３層構造で約100cmの厚さを測る。
4　シルトと粘土の混合層（7：3）で人頭大から拳大の雨川河原石を10%前後含む。60cmの厚さを測る。

稜台稜堡部の版築構造

上記１～４の構造に続き、内郭部への延長距離は不明であるが、版築交互層の一部を確認した。

「粗砂」「シルト」「粘土」「砂礫」「礫径10cm以下」「礫人頭大から拳大」の3cm～30cmの厚みの交互版築層であった。なおこの版築層上部の100cm前後は、破壊されていた。

暗渠排水管の構造

稜台部南側に露出する石垣と一体化している暗渠排水管（導水路）は、石垣石と同種の溶結凝灰岩を使用している。断面「コ」の字の下部と「―」の字の上部蓋の組み合わせで、「ロ」の字となる。プール建築時に破壊され、一部品の長さは不明、石の周囲を３層の粘土層が巡る。粘土層の外側は60cmの厚みを持つシルトと粘土の版築土１層であった。

平成21年 黒門西側石垣表出状況（石垣変換部）
（下部変色部は道路下で埋まっていた部分）

平成22年 砲台土塁掘削状況・笠石表出状況

平成22年 砲台下石垣表出状況

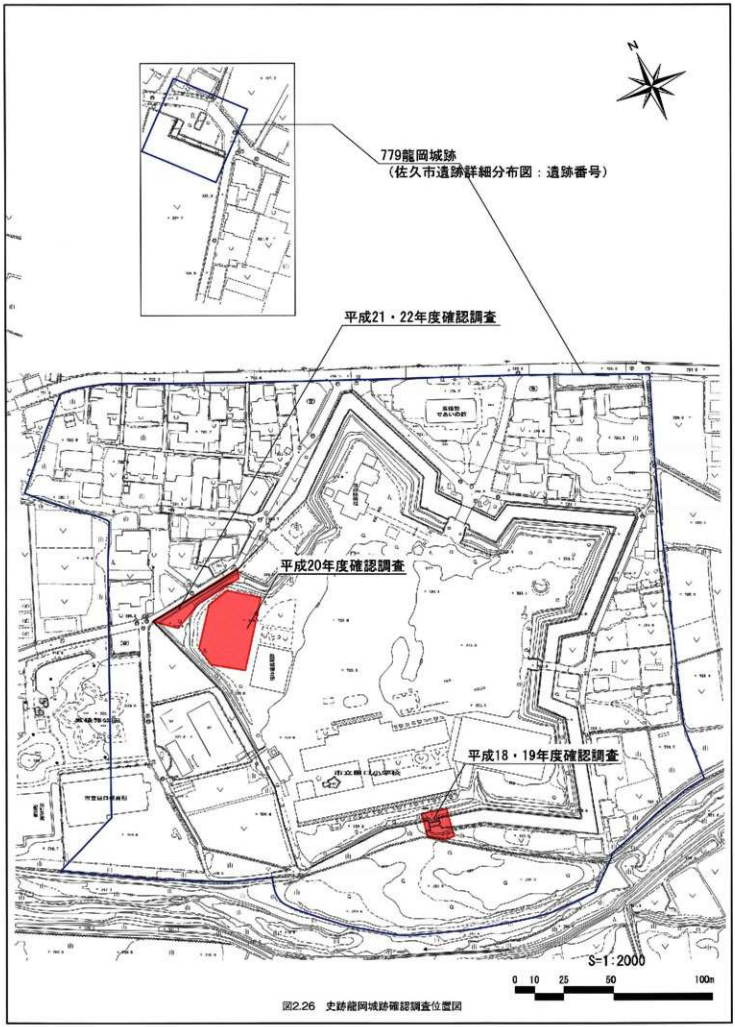

図2.26　史跡龍岡城跡確認調査位置図

5）史跡と隣接地の植生

史跡内にある樹木は全て植栽されたもので、46種類、総数364本である。最も多いのは土塁上に植栽されたサクラ類（ほとんどがソメイヨシノ）で、堀に映る桜の花が美しく、花見の名所になっている。次いで田口小学校の周囲の庭園に植栽されているイチイ、マサキ、土塁内側の平坦地に植栽されているサワラ、ヒノキなどが代表的な樹木である。

大手門から東通用門にかけての植栽地や体育館の南側の小学校の樹木園には、長野県内では東信地方以外では見られないヤエガワカンバ（コオノオレ）、中国原産のチャンチン、北米原産のバンクスマツなど比較的珍しい樹木もあるが、取り扱いには検討が必要である。

表2.13　史跡内の樹木

樹　種	本　数
サクラ類	174
イチイ	53
マサキ	20
サワラ	17
ヒノキ	16
ウメ	9
アカマツ	9
イロハモミジ	6
イチョウ	5
クロマツ	4
スズカケノキ	3
ケヤキ	3
その他	45
合　計	364

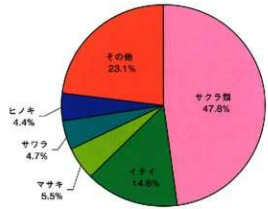

図2.27　史跡内の樹木の構成

満開のソメイヨシノ

史跡の内郭には自然状態の樹叢はなく、緑地は全て管理されている。このため草本類も、シロツメクサ、ムラサキツメクサ、スズメノチャヒキ、ヒメジョオン、オニウシノケグサ、ヤブスゲなど人里の植物や外来植物が中心となっている。土塁上はシバ草地で、ウツボグサ、ノビル、トダシバなど草地性の植物がみられる。

切り込みはぎの石垣は隙間がないためほとんど植物はみられない。打ち込みはぎや野面積みの石垣は隙間が多い多孔質の環境で、アカソ、イタドリ、ススキ、コモチマンネングサなどの多年生草本や、トラノオシダ、ノキシノブなどのシダ植物がみられる。空石積の隙間はアオダイショウやカナヘビの生息場所にもなっている。

堀にはコウホネが植栽され、外来種のキショウブもみられる。

雨川に接し、史跡に南接する練兵場は、樹高16～19mのニセアカシアが優占し、オニグルミ、エノキ、カラコギカエデなどが混生する林である。ニセアカシアの太いものは胸高直径が30cmになる。林床は草刈り管理されているので低木類はなく、カキドオシ、ヤブヘビイチゴ、ヤブカンゾウなど背の低い草本が生える。草刈りしていない場所はヤマグワ、コマユミ、ノイバラなどの低木が生え、国や県のレッドデータブックで準絶滅危惧種とされるナガミノツルキケマンも生育する。樹冠が空いた場所にはオオブタクサ、オオアワダチソウ、ヒメジョオンなどの外来種がみられる。

雨川の水辺はツルヨシ、カサスゲなどの高茎の抽水植物が生えている。川に面した土崖にはカワセミが営巣する。

龍岡城跡の樹林や堀の水面および雨川は動物の生息場所、採餌場所、休憩場所などに利用され、南北の山地や千曲川を挟んだ東西の山地をつなぐビオトープネットワークを構成する移動経路や中継点として機能している。

準絶滅危惧種のナガミノツルキケマン

練兵場のニセアカシア林

空石積の隙間を利用するアオダイショウ

カワセミ

第Ⅲ章　保存と管理

1　保存管理の基本方針

史跡龍岡城跡は、江戸時代後期において外国からの脅威に対抗する防衛施設として各地に設置された台場建築の流れを汲むフランス式の星型稜堡を採用した城郭で、函館五稜郭の他は、本史跡だけという稀少な施設である。近世城郭の終焉を迎えつつある中で、大砲戦を意識した新しい城郭として、当時の日本の情勢を語る貴重な歴史資産である。城郭様式を西洋に求めながらも、建築は当時の日本の城郭建築の技術を結集して建築された江戸時代最後（元治元年着工、慶応３年竣工）の城郭としても貴重なものである。竣工後４年を待たずして廃城となり、完成したばかりの建築物は民間に払い下げられ、堀は埋め立てられた。売れ残ったお台所が、学校として使用されるに及び、稜堡内は一部を除き公の土地として存続することができた。昭和7年に保存会が組織され、陸軍省築城本部の専門家の指導の下、堀と土塁の復元が行われ、昭和９年に国史跡に指定された。昭和20年代に植栽された桜類が現在は成長のピークを迎え、桜の開花時期を中心に多くの観光客が訪れる。近年の観光客は年間を通して10万人前後で推移しており、佐久市有数の観光地としての定着が進んだ。

史跡内には、田口小学校のほか、龍岡城竣工時の三霊社を母体とする招魂社が存在し、保存管理上の問題を抱えている。また廃城から140年が経過し史跡内の構造物の劣化が進んでいる。

史跡龍岡城跡を現在から将来にわたり歴史資産として活用するために、将来的な保存と整備を見据えた上で、現在まで保全されてきたものをさらに継続して保存管理を実行して行くことが重要である。その保存管理の基本方針は以下のとおりである。

- **保存管理をする史跡内において、竣工後より現在まで残る史跡の本質的価値を構成する要素と、竣工後に構築された史跡に関連する要素、史跡とは調和しない関連性の低い要素を把握し、史跡外においても、史跡の周囲に広がる外郭と周辺地域とに分け、龍岡城跡の本質的価値を構成する要素と公開活用に寄与する要素を把握する。**
- **保存管理するために障害となる個々の要素の問題点を抽出する。**
- **保存管理上生じる問題点解決のために有識者を交えて検討を図り、迅速な対応を目指す。**
- **現状変更と史跡の保存に影響を及ぼす行為に対する取り扱いの方針と基準を明確にする。**
- **保存管理の体制を一元化し、保存管理を円滑に進める。**
- **五稜郭保存会と「であいの館」の現況を把握し、史跡の保存管理と施設の活用を図る。**
- **現在の状態を維持するための保存管理と整備、史跡活用を踏まえた周辺整備を行う。**
- **問題と課題の把握と解決を図りつつ、保存管理計画の着実な実行を目指す。**

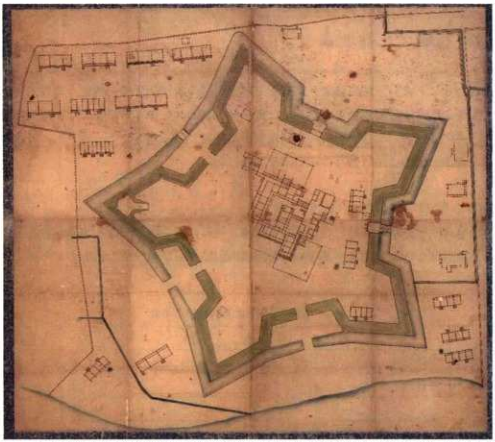

図3.1　龍岡城開取設計図　「龍岡城跡大工棟梁堀内家伝承図」（平成24年堀内幸重氏より寄贈・佐久市所有）

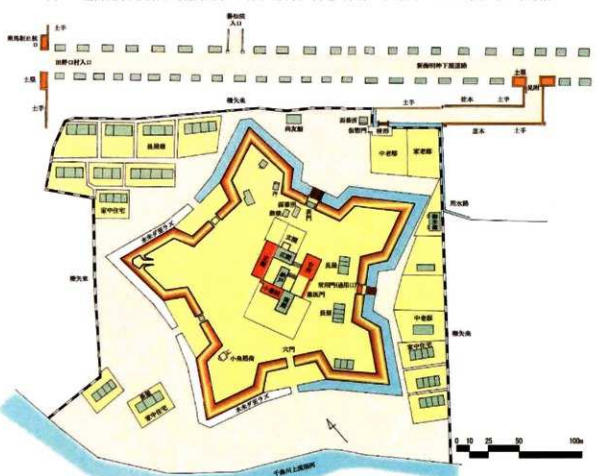

図3.2　龍岡城（五稜郭）竣工図（作者・作成年代不明）

2　史跡を構成する諸要素

保存管理を行うにあたり、竣工後より現在まで残る史跡の本質的価値を構成する要素と、竣工後に構築された史跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素、史跡とは調和しない関連性の低い要素とに区分し、史跡外においても、史跡の周囲に広がる外郭と周辺地域とに分け、龍岡城跡の本質的価値を構成する要素と公開活用に寄与する要素を区分した。

1）史跡の本質的な価値を構成する要素

史跡本体を構成する要素で、星型稜堡内の構造物と枡形の構造物である。現在から将来にわたり保存管理を行う本質的な要素であり、基本的に龍岡城の創建当時に構築されたものである。

表3.1　史跡の本質的価値を構成する要素

要　素		頁	図内番号
石垣（稜堡型）内郭外側	穴門部含む	49	1～13
石垣（稜堡型）堀外側		51	14～19
堀（稜堡型）		51	20～25
土塁（稜堡型）		51	26～29
大手門石垣	土塁端石垣	53	30・31
	土塁内側石垣	53	32・33
東通用門石垣	土塁端石垣	53	34・35
	土塁内側石垣	53	36
黒門石垣	北門石垣	53	37・38
土塁内側石垣	土塁内側石垣	53	39・40
テラス石垣		55	41
テラス		55	42
稜堡および地下遺構	地下版築層を含む	55	43
砲台跡		55	44
お台所（建築物）	昭和４年に竣工位置より現在地に移転。昭和35・36年保存修理工事	55	45
西通用口（黒門口）石橋	一部修繕	55	48
暗渠排水	暗渠排水	55	49・50
大手橋	再建修理（昭和56年）	55	46
東通用口木橋	再建修理（昭和56年頃）	55	47
枡形			
枡形石垣	枡形土塁・石垣	57	51～53

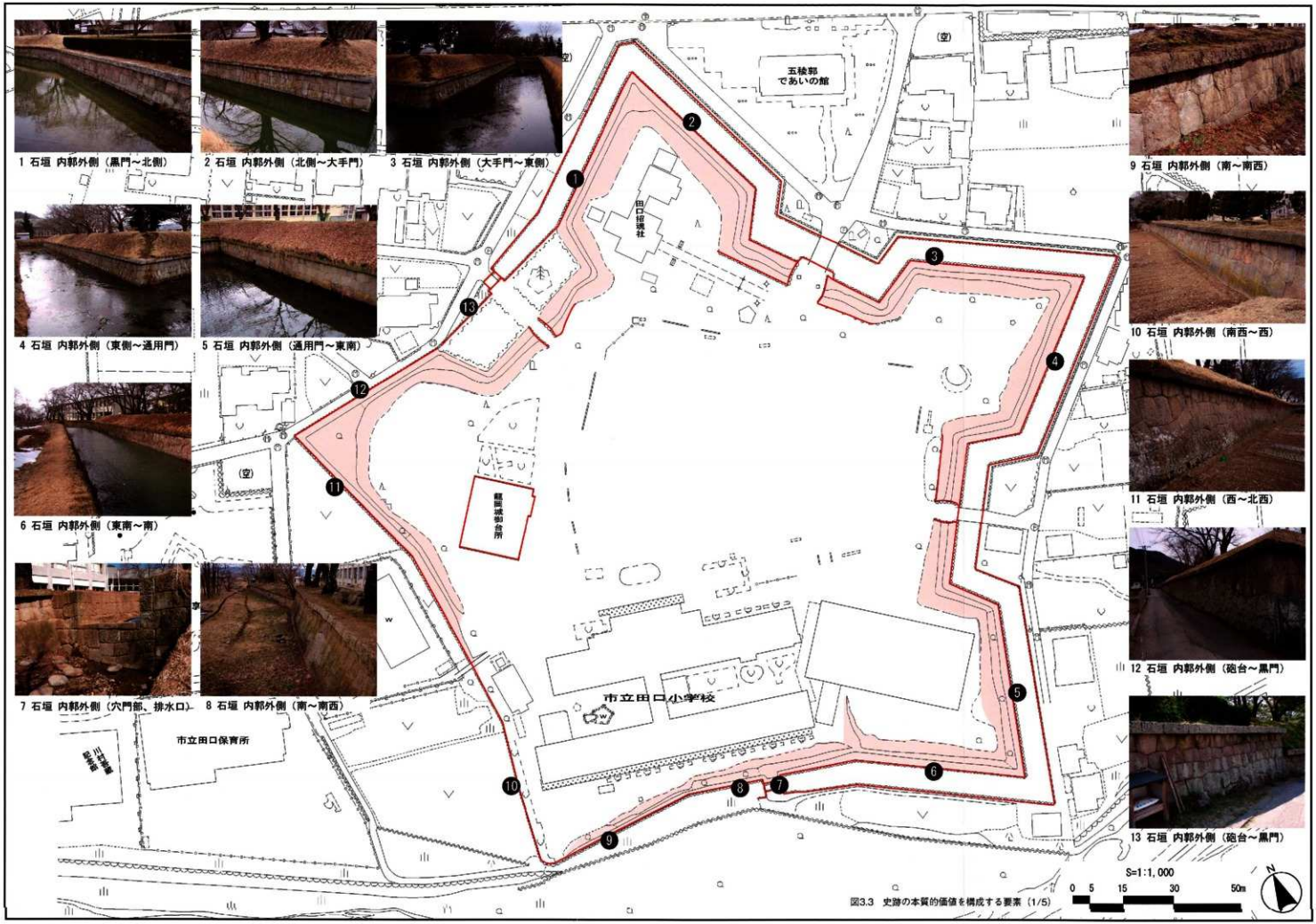

図3.3 史跡の本質的価値を構成する要素（1/5）

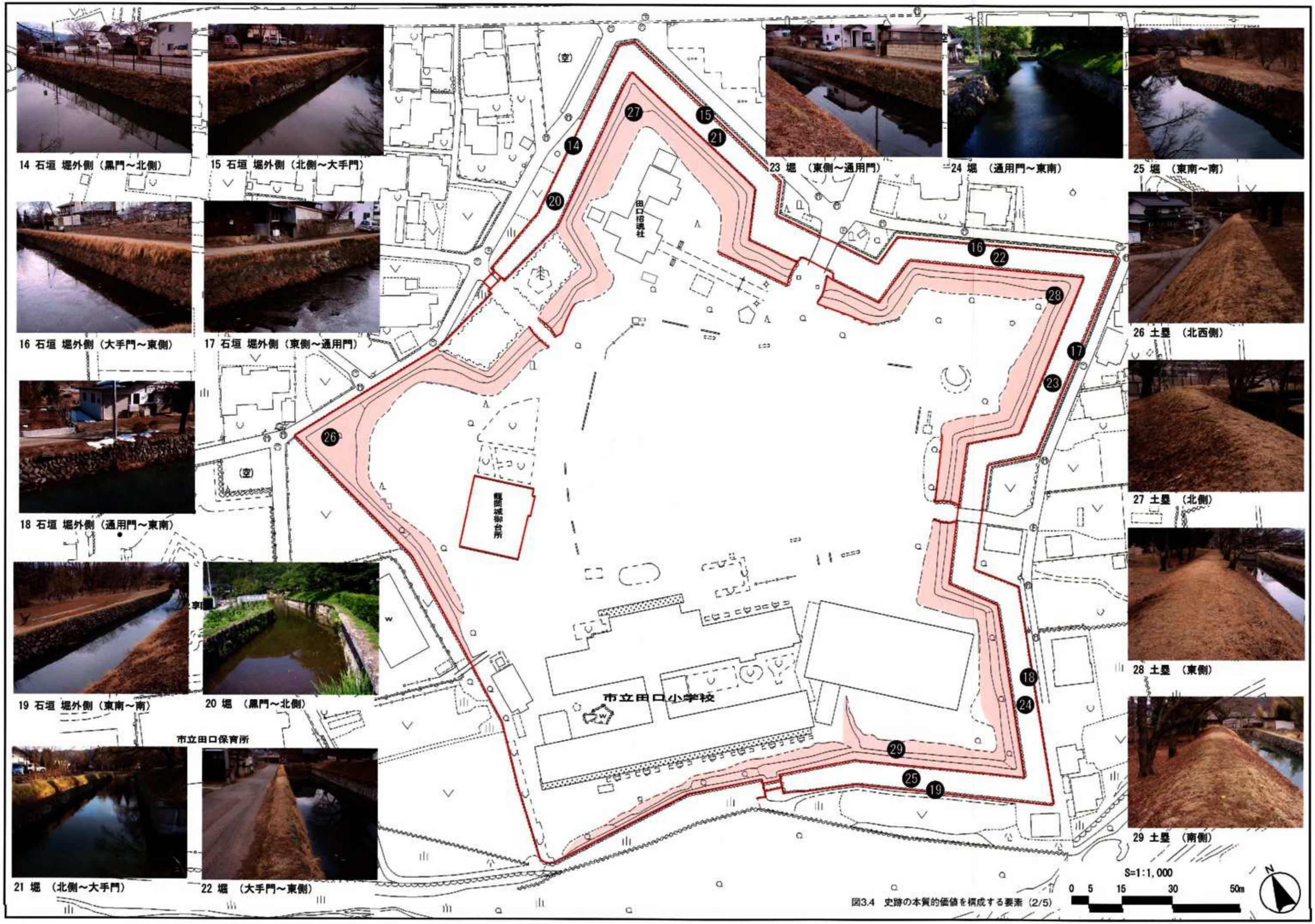

図3.4 史跡の本質的価値を構成する要素（2/5）

30 大手門石垣　土塁端（北側）

31 大手門石垣　土塁端（南側）

32 大手門石垣　土塁内側石垣

33 大手門石垣　土塁内側石垣

34 東通用門石垣　土塁端（北側）

35 東通用門石垣　土塁端（南側）

36 東通用門石垣　土塁内側石垣

37 黒門石垣　（東側）

38 黒門石垣　（西側）

39 土塁内側石垣

40 土塁内側石垣

図3.5　史跡の本質的価値を構成する要素（3/5）

図3.6　史跡の本質的価値を構成する要素（4/5）

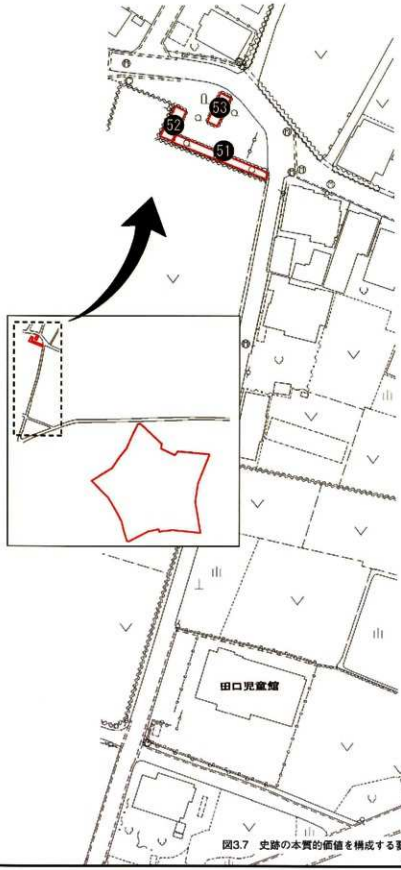

51 枡形石垣

52 枡形石垣

53 枡形石垣

図3.7　史跡の本質的価値を構成する要素(5/5)

2）史跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素

史跡内において、龍岡城竣工後に建築・設置された史跡に関わりのある要素である。保存管理上問題を引起す可能性がある要素であり、また建設や設置年代が不明なものが多く、今後個々の調査を必要とする。

表3.2　史跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素

稜堡内			
	要　　素	頁	図内番号
田口招魂社	招魂社	59	54～56
	トイレ（招魂社専用）	59	57
	招魂社鳥居	59	58
	灯籠（2基）	59	59・60
	手水舎	59	61
	礎石転用手水鉢（大手門鏡石）	59	62
	狛犬　阿形・吽形	59	63・64
	招魂社本殿裏石垣（モルタル間詰め）	59	65
招魂社説明看板	殿様と招魂社の由来　案内板	59	66
お台所標柱	銘柱「国史跡龍岡城跡」の御台所	59	67
お台所避雷針	避雷針	59	68・69
井戸	掘削時期・用途不明	61	70～73
残存石材	用途不明	61	74～77
石垣石材	用途不明	61	78
不明礎石	用途不明	61	79・80
枡形			
新海三社神社鳥居		63	81
龍岡城跡解説板		63	82
石碑	史跡龍岡城址	63	83
案内看板	歴史の里	63	84

54 招魂社拝殿

55 招魂社

56 招魂社本殿

63 狛犬　阿形（東側）

64 狛犬　吽形（西側）

65 招魂社本殿裏石垣

57 トイレ（招魂社専用）

58 招魂社鳥居

66 招魂社説明看板

59 灯籠（東側）

67 お台所標柱

68 お台所避雷針

60 灯籠（西側）

69 お台所避雷針

61 手水舎

62 磯石転用手水鉢（大手門鏡石）

図3.8　史跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素（1/3）

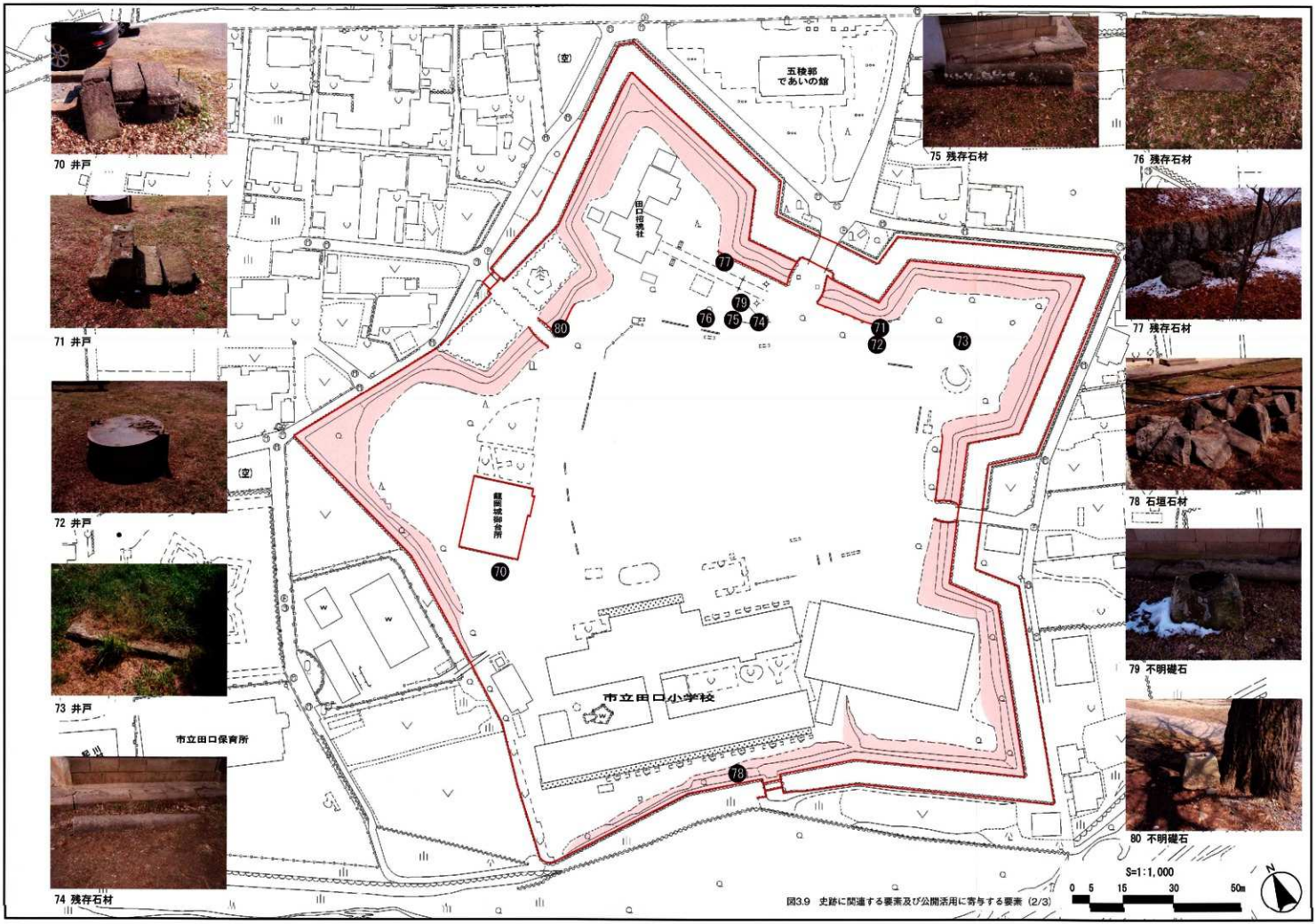

図3.9 史跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素 (2/3)

81 新海三社神社鳥居

82 龍岡城跡解説板

83 石碑(史跡龍岡城址)

84 案内看板(歴史の里)

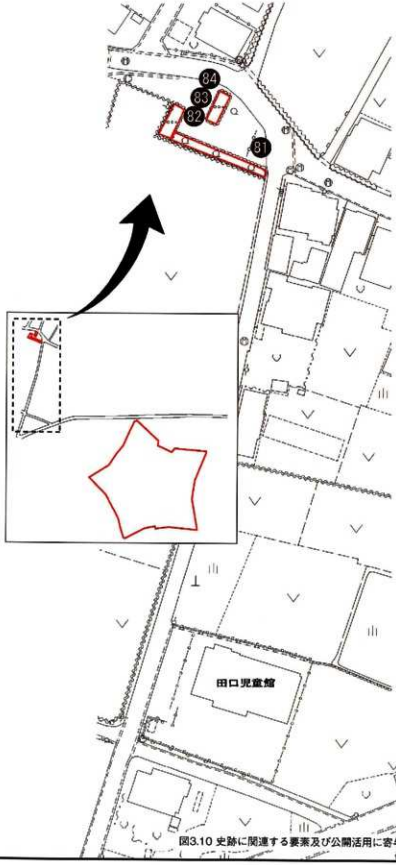

図3.10 史跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素(3/3)

3）史跡とは調和しない関連性の低い要素

史跡内において、史跡とは調和せず直接関連しない要素であり、保存管理を行う上で、問題や課題が生じやすい要素である。

表3.3　史跡とは調和しない関連性の低い要素

要素		図内番号 （資料編4・7頁参照）
佐久市立田口小学校	田口小学校校舎・付帯施設	85～200 204～210

91 佐久市立田口小学校玄関

87 佐久市立田口小学校体育館

85・86 佐久市立田口小学校校舎

89 佐久市立田口小学校変電施設

4）外郭における龍岡城跡の本質的な価値を構成する要素

史跡である稜堡に接して存在する龍岡城跡の外郭部内において、龍岡城跡の本質的な価値を構成する要素である。史跡本体に準じて保存管理を行うべき構造物で、龍岡城竣工後から現在に至るまで破壊を免れて残存している構造物でもある。

表3.4　外郭において龍岡城跡の本質的価値を構成する要素

要　素		頁	図内番号
井戸	残存２ヶ所（西側家中屋敷内道路際） 竣工時には４基あったとされている	67	1・2
櫓矢来土手	残存２箇所（北西部）	67	3
	残存２箇所（東部）	67	4
	竣工時には、外郭の西・北・東側に存在していた		
練兵場	龍岡城跡と雨川の間の区域 東端には弾止め・矢止めの土塁があったとされている	67	5
導水路	堀水取水口、水路（開渠）	67	6
	堀水取水口、水路（開渠）	67	7
水路・堤防石垣	南側水路、竣工時から存在している	67	8
	水路取水口の堤防石垣	67	9

5）外郭における龍岡城跡の公開活用に寄与する要素

外郭部内において、龍岡城竣工後に建築・設置された龍岡城跡に関わりを持ち、公開活用に寄与する要素である。史跡内の関連要素及び公開活用に寄与する要素と同様に、建設・設置年代・管理者が不明なものがあり、今後個々の調査が必要である。

表3.5　外郭における龍岡城跡の公開活用に寄与する要素

要　素		頁	図内番号
大給恒胸像	平成元年、日本赤十字社長野県支部創立100周年記念事業の際に建立	69	10
史跡指定説明看板	昭和９年文部省史跡指定解説・注意書き	69	11
石柱	石柱 史跡龍岡城址	69	12
解説板	龍岡城五稜郭解説板	69	13
鉄柱	鉄柱　史跡龍岡城跡	69	14
石碑	五稜址社廟碑	69	15
	礎石転用五稜址社廟碑礎石（大手門礎石）	69	16
であいの館	であいの館（平成13年竣工）	69	17
駐車場	駐車場（未舗装）	69	18
	駐車場（インターロッキングブロック舗装）	69	19
ベンチ	駐車場内	69	20
史跡指定境界	西側プール境界	69	21
	西側農地	69	22
	南西側角	69	23
	東側農地	69	24
	北側農地	69	25
案内標識	他施設への案内標識　A14	69	26
	案内標識　A13	69	27
案内板	駐車場内	69	28

6）周辺地域における龍岡城跡の本質的な価値を構成する要素

周辺地域において龍岡城跡の本質的な価値を構成する要素である。明治４年に民間に払い下げが行われ、史跡内より各地に移転したとされている建築物である。今後移転の際に生じた改築状況や、移転後の改築・修理状況などを含む詳細な調査が必要である。

表3.6　周辺地域における龍岡城跡の本質的な価値を構成する要素

要素		頁	図内番号
薬師寺山門	野沢薬師寺　東通用門	72	1
時宗寺本堂	落合時宗寺　大広間	72	2
小池邸	書院	72	3
丸山邸門	田口丸山邸　薬医門	73	4

4 櫓矢来土手（東部）

5 練兵場

6 導水路（堀水取水口）

6 導水路（水路）

7 導水路（堀水取水口）

7 導水路（水路）

8 水路（南側）

9 堤防石垣

1 井戸（西側家中屋敷内道路隙）

2 井戸（西側家中屋敷内）

3 櫓矢来土手（北西部）

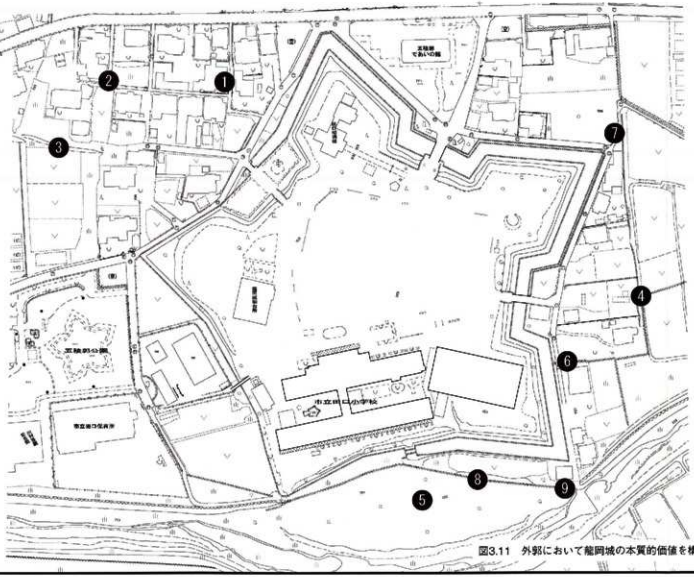

図3.11 外郭において龍岡城の本質的価値を構成する要素

10 大給恒胸像

16 礎石転用石碑礎石（大手門礎石）

11 史跡指定説明看板

12 石柱　史跡龍岡城跡

13 龍岡城五稜郭解説板

14 鉄柱　史跡龍岡城跡

15 石碑

17 であいの館

18 駐車場（未舗装）

19 駐車場（ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ舗装）

20 ベンチ

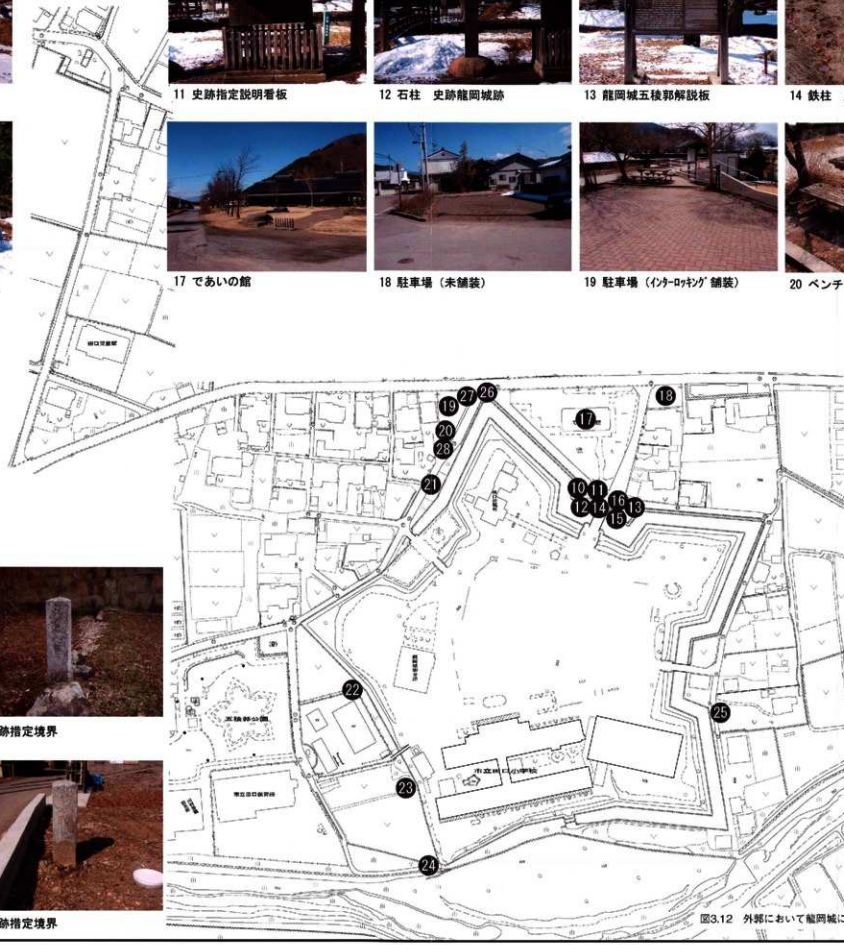

図3.12　外郭において龍岡城に関連する要素

21 史跡指定境界

22 史跡指定境界

23 史跡指定境界

24 史跡指定境界

25 史跡指定境界

26 案内標識

27 案内標識

28 案内板

7）周辺地域における龍岡城跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素

周辺地域において龍岡城跡に関連する要素である。龍岡城跡に関わる遺跡包蔵地、国・県・市の指定文化財、寺社と周辺地域に設置された案内看板等である。

表3.7　周辺地域において龍岡城跡に関連する要素及び公開活用に寄与する要素

要　　素		頁	図内番号
明法寺遺跡	龍岡城第１石切場跡を含む（p.15参照）	75	5
龍岡城第２石切場跡	石垣石採石場・運搬路（p.15参照）	75	6
田野口藩高札場	p.20参照	75	7
善松院	歴代藩主位牌所（p.19参照）	75	8
新海三社神社	歴代藩主が祇護（p.15参照）	75	9
上宮寺	慶応４年現在地に移転（p.18参照）	75	10
五稜郭公園	都市公園（近隣公園、平成22年竣工）	75	11
龍岡城案内看板	龍岡城五稜郭３km　国道141号城山北交差点北	77	12
	龍岡城五稜郭３km　国道141号城山北交差点南	77	13
	龍岡城五稜郭1.7km　臼田駅前交差点	77	14
	龍岡城五稜郭１km　三分交差点	77	15
	龍岡城五稜郭　第一雨川橋北	77	16
	龍岡城跡五稜郭　龍岡橋南交差点西	77	17
	龍岡城跡350m（歩行者用標識）　龍岡橋南	77	18
	龍岡城跡300m（歩行者用標識）　川村吾蔵記念館入口	77	19
	龍岡城跡300m　田口警察官駐在所前	77	20
	龍岡城跡500m　枡形	77	21
	龍岡城五稜郭１km　原交差点	77	22
	龍岡城跡100m（歩行者用標識）　善松院南	77	23
	龍岡城跡350m（歩行者用標識）　上宮寺西	77	24
	龍岡城跡300m（歩行者用標識）　上宮寺北西	77	25
	龍岡城跡1000m（歩行者用標識）　新海三社神社前	77	26
	五稜郭であいの館1200m（歩行者用標識）　山口沢橋	77	27

1　野沢薬師寺山門

2　落合時宗寺本堂

3　小池八部部

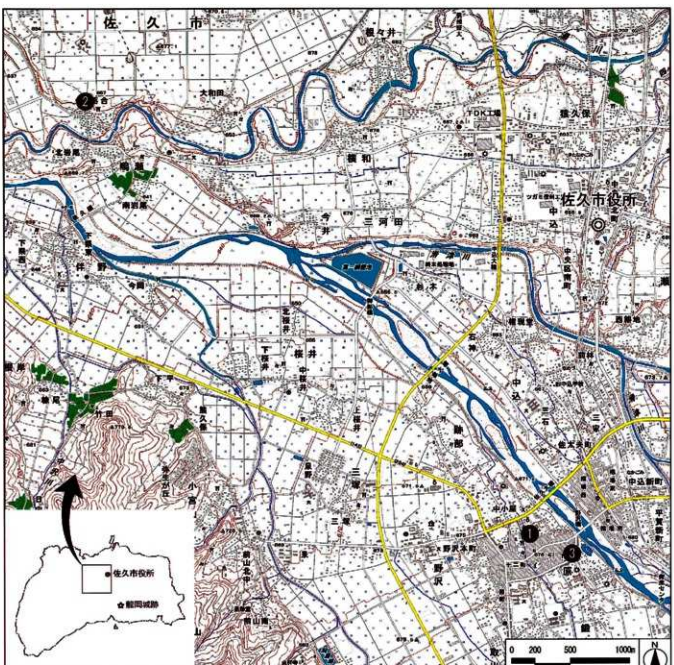

図3.13　周辺地域において龍岡城の本質的価値を構成する要素（1/2）

4 田口丸山邸　薬医門

S=1:10,000

0　100　250　500m

図3.14　周辺地域において郡岡城の本質的価値を構成する要素（2/2）

5 明法寺遺跡（龍岡城第1石切場跡）

6 龍岡城第2石切場跡

7 田野口藩高札場（田口高札場）

8 蕃松院

9 新海三社神社西本社・中本社

9 新海三社神社東本社

9 新海三社神社三重塔

11 五稜郭公園

10 上宮寺

図3.15 周辺地域において龍岡城に関連する要素及び公開活用に寄与する要素（1/2）

S=1:10,000

0 100 250 500m

図3.16 周辺地域において龍岡城に関連する要素及び公開活用に寄与する要素（2/2）

3　保存管理の問題点と課題

慶応３年（1867）に竣工してから本計画策定時点まで145年が経過し、史跡内において石垣石の劣化や孕み、土塁の崩落、堀内の土砂堆積などが見られる。また学校・民家・道路・神社など、生活圏内であるため、構築物の人為的な影響下での劣化が見られる。また稜堡内の土塁上に植栽されたサクラなどが構築物に与える影響や、植栽された樹木類の管理や堀内の水質・水生植物の管理などの問題、学校と神社と史跡との間で生じる問題などが存在する。これらについて、現況での問題点を史跡指定地の内外に分けて以下に記した。

表3.8　保存管理の問題点と課題素

史跡の本質的価値を構成する構造物（史跡指定地内）	
石垣	使用されている溶結凝灰岩（佐久石）の内、軟弱質のものが風化し、破損が始まっている。冬場堀水が全面凍結するため、気水ラインでの劣化が著しい。 内郭外の諸開発により堀外側の石垣を構成する裏込・粘土層を含めた版築層が破壊され、石垣が面的に孕んでいる。 土塁上に植栽された桜の根の影響により、内郭の石垣が堀側に押し出されている。
堀	稜堡外側の北面・西面・東面の道路と一部施設の雨水排水が、堀内に流入しているため、堀水の濁りが見られる。堀内に土砂や樹木の葉や草が堆積し、水深がなくなり、全面凍結する冬場に、魚類の死亡が増加している。コウホネを主とする水生植物が増加しており一部抜根などの処置を要望されている。 裏込め粘土層の損失や破損した箇所から漏水している。
土塁	大手門左右・東通用門左右・黒門左右の土塁が、来訪者・小学校児童の昇降箇所となり、土砂の流失が始まっている。 土塁上に植栽された樹木の影響で、変形箇所が見られる。 土塁・土塁斜面に植栽された樹木の維持・管理、稜堡を含めた草刈・消毒などの諸作業が各団体ごとに行われている。
稜堡	史跡の中に、田口小学校、招魂社が共存しており、維持・管理において問題が生ずる。史跡内は、招魂社部分を除き、小学校敷地でもある。現在史跡公開に際して、小学校の授業・課外活動等に影響を与えている。小学校・神社・地区により植栽されたサクラ類を主とする外来樹木の維持・管理に問題が生じやすい。小学校が移転する場合には、保存管理計画と史跡整備計画の一部見直しが必要となる。
橋	大手橋は昭和56年度の大規模修繕後30年が経過し、車両通行を許可していた時期も存在し、使用木材の劣化や腐食・破損が見られる。黒門石橋は、学校へ進入する車両の影響を受けて本体と基礎部分の石垣に歪みが見られる。
お台所	小学校同様、昼夜を通して人が自由に出入りできる稜堡内にあることから、防犯・防災上問題がある。

龍岡城跡の本質的価値を構成する構造物（史跡指定地外）	
外郭	外郭に現存する矢来櫓土手・井戸は個人所有となっており、保存の協力がいつまで行えるか懸念がある。
転出した建物	明治８年の移転後140年を経過しており、保存や修繕に関して所有する個人・団体に依存しており、方法や改変について協議がしにくい状況である。

龍岡城跡に関連する構造物及び公開活用に寄与する構造物（史跡指定地外）	
案内看板 標柱 説明看板	各団体が各々の事業で設置したため、統一性が図られていない。設置時期を判断できる資料が残されていないものが多く、また管理者が不明なものもあり、保存管理、景観保全を行う上で障害が懸念される。

4　保存管理の方法

表3.9　保存管理の方法

1）史跡に指定されている龍岡城跡の本質的価値を構成する石垣・堀・土塁・稜堡・橋・お台所・枡形の確実な保全を図り、自然的・人為的劣化に伴う問題箇所の計画的な保存修理を行いながら保存と維持管理を行うことを目指す。 ・史跡の取り扱い基準を遵守し、史跡に指定された構造物の保存と維持管理を行う。 ・細密測量を実施し、石垣を構成する個々の石のカルテを作成し、保存管理の実行の目安を作成する。 ・龍岡城五稜郭保存会・地域住民・田口小学校との連携を図り、協働意識を向上させつつ、維持管理を行うとともに、定期的に文化財研修を行い、文化財保護意識の向上を図る。 ・具体的な保存修理は、直面するものと、長期的に行うものとがある。第Ⅳ章に記した。
2）史跡内において、関連する要素の保存管理を徹底する。また、公開活用に寄与する要素の管理を行う。 ・史跡内に建築された招魂社の維持管理と史跡の保存管理上の問題解決のために、史跡の取り扱い基準に照らし合わせながら協議を重ねて解決する。 ・史跡内設置された標柱・看板類の管理主体を明確にして基礎資料を作成し、効果的な管理と維持を目指す。
3）史跡内において、史跡とは調和しない関連性の低い要素との間で発生する保存管理上の問題の解決を円滑に実行する。 ・史跡内に存在する小学校と招魂社の維持管理を行う上で、両者と史跡の公開や保存管理との間で発生する問題は、史跡の取り扱い基準に照らし合わせながら、それぞれ協議を重ねて解決を図る。 ・小学校が移転する場合には、本計画書と整合を図りながら、保存管理計画書の改訂を行う。
4）史跡には指定されていない外郭・周辺に現存する龍岡城跡の本質的価値を構成する要素の保全を図るため、調査を行い、保存管理を行う。 ・外郭に残存する龍岡城跡を構成する遺造物の実測・調査を実施し、基礎資料を作成する。 ・周辺に現存する移転構造物の実測・調査を実施し、基礎資料を作成する。 ・個々の要素について保存管理・維持を行うための基礎資料を作成するとともに、保存整備計画に反映させる。 ・所有者と保存管理について協議を重ね、保存整備と活用を見据えた保存管理の実施を目指す。
5）外郭・周辺地域において龍岡城跡に関連する要素の保存管理を行う。 ・龍岡城に関連する遺跡包蔵地、国・県・市の指定文化財、寺社と本史跡との関係を明確にし、各団体に周知するとともに、史跡と関連する説明看板・パンフレットの作成や増改築について協議を行い、相互理解の上に立った保存管理を目指す。 ・外郭や周辺地域に設置された龍岡城に関連する案内看板等の管理主体を明確にして基礎資料を作成し、効果的な管理と維持を目指す。
6）史跡指定内において土地の公有地化を進め、指定地外については追加指定を目指す。 ・指定区域内の民有地所有者と協議を重ねて公有地化を目指す。 ・史跡の本質的な価値を構成する要素を内包する土地を精査し、民有地の場合は公有地化するとともに、史跡の追加指定を目指す。

5　現状変更の取り扱い基準

1）現状変更方針と基準

史跡内における現状変更の取り扱いは、史跡の調査研究、保存管理、整備活用に関するもの、および防災上緊急を要するもの以外は認めないものとする。また保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微なもの以外は認めないものとする。史跡の周辺については、史跡の保存管理、景観の保全に資するための協議を行うものとする。

2）現状変更許可申請の区分

表3.10　現状変更許可申請の区分

史跡内

区分	行為の内容		参考例・備考
文化庁長官への許可申請	現状を変更する行為（文化財保護法施行令第５条第４項の規定に基づく現状変更を除く）	・土地の現状の変更を伴う行為 ・工作物の建築や設置後50年以上経過する建築物の除去 ・建築物の増改築や除去 ・上記以外、及び市の許可範囲外で重大な現状変更や保存に影響を及ぼす行為など	家屋の増改築、除去等 保存修理 史跡整備
市教育委員会への許可申請	法施行令第５条第４項の規定に基づく現状変更	・３ヶ月以内の期限を限って設置される小規模建築物での増改築、および除去（２階以下の建物で地下を有しない木造又は鉄骨造りで、増改築後の建築面積が12㎡以下のもの） ・工作物の設置と改修、設置後50年未満の工作物の除去、又は道路の修繕、樹木の伐採 ・史跡の保存管理に必要な施設の設置、改修又は除去	工事用仮設物の設置等 土地の掘削、盛土、切土など土地の形状の変更を伴わないもの 案内看板、解説看板等の設置、改修、除去

許可不要	維持の措置	史跡がき損、衰亡している場合において 1）史跡の価値に影響を及ぼすことなく史跡を指定当時の現状に復する行為 2）史跡のき損等の拡大を防止するための行為 3）復旧が明らかに不可能な場合、該当部分を除去する行為	遺構が損壊した場合、またはその恐れのある場合の応急措置等（行為の実施に際しては、文化庁、長野県、佐久市が充分な協議を行う）

許可不要	非常災害のために必要な応急措置を執る場合	災害が発生した場合、またはその災害が明らかに予測される場合に執られる応急措置	崩落土砂、倒壊した建築工作物等の除去 (現状変更申請は不要であるが、管理団体はき損届けを提出する。その中で具体的な措置の方法や対策について示す)
	保存への影響が重大とみなさないもの	樹木・水生植物の維持管理	危険木の伐採・除去 (幹からの切断を意味し根掘をしないものに限る)
		建築物・棲堡内通路等の維持管理	建築物・通路等の維持に伴う簡易修繕
		普通車以上の車両の出入	小学校維持管理・招魂社維持管理・史跡維持管理に伴う車両撮影・報道・行事等に伴う車両
	保存への影響が軽微であるもの	民有地における樹木・水生植物・畑地の維持管理	樹木の剪定、刈払い・消毒等

史跡外（周知の埋蔵文化財包蔵地内、15頁・42頁）

県教育委員会への通知・届出	文化財保護法第93条・94条埋蔵文化財の規定に基づく通知・届出	・土地の現状の変更を伴う行為	土木工事 建物の新築・増改築 土地区画整理

3）史跡を構成する要素ごとの現状変更の取り扱い基準

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>櫓堡</th><th>土塁</th><th>石垣</th><th>堀</th><th>枡形</th></tr>
<tr><td colspan="2">原則</td><td colspan="5">現状維持を基本とする。史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置以外は認めない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">構造物・建造物</td><td>新築</td><td colspan="5">原則として認めない。保存管理・史跡整備に資するものについては、条件付で可とする。</td></tr>
<tr><td>増改築</td><td colspan="5">原則として認めない。史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置については、条件付で可。小学校・招魂社などの廃城後に建築された建築物は、その範囲内において遺構の保護を前提に条件付で可。</td></tr>
<tr><td>撤去</td><td colspan="5">史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置については、条件付で可。小学校・招魂社などの廃城後に建築された建築物は、その範囲内において遺構の保護を前提に条件付で可。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">工作物</td><td>新築</td><td colspan="5">原則として認めない。史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置については、条件付で可。</td></tr>
<tr><td>増改築</td><td colspan="5">史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資する既存工作物、及び防災等の緊急を要する場合の措置については、条件付で可。廃城後に建築された小学校・招魂社などの建築物の維持管理に最低限必要と認められる工作物は、同規模の範囲で遺構の保護を前提に条件付で可。</td></tr>
<tr><td>撤去</td><td colspan="5">史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資する既存工作物、及び防災等の緊急を要する場合の措置については、条件付で可。廃城後に設置された工作物は、その範囲内において、遺構の保護を前提に条件付で可。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路</td><td>新設</td><td colspan="5">現状維持を基本とし、新たな設置・拡幅は認めない。</td></tr>
<tr><td>補修</td><td colspan="5">現状維持を基本とし、既存道路の範囲内で可。撤去は、遺構の保護を前提に可。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土木工事</td><td colspan="5">原則として認めない。史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置については、条件付で可。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地形変更</td><td colspan="5">原則として認めない。史跡の保存管理・整備活用・調査研究に資するもの、及び防災等の緊急を要する場合の措置については、条件付で可。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="4">グランド・花壇などの廃城後に設置された施設に伴う地形変更は、遺構を破壊しない軽微な変更・改良の場合、条件付で可。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">植栽伐採等</td><td colspan="5">維持管理上の草刈・草花の除去は可。</td></tr>
<tr><td>樹木の伐採・剪定・樹木種置換・植栽は遺構の保護を前提に可。</td><td>樹木の伐採・剪定は遺構の保護を前提に可。置換・植栽は不可。サクラ類については有識者で検討を行う</td><td colspan="2">水質管理上の水生植物の適度な除去は可。植栽は不可。</td><td>樹木の伐採・剪定は遺構の保護を前提に可。樹木種置換・植栽は不可。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="5">櫓堡・土塁・石垣・堀・枡形の地下に敷設・設置された上下水道・排水路・地下タンクなどは構造物とする。案内看板・標示看板・各種工事・維持管理に伴う仮設設置物は工作物とする。
黒門排水口・穴門排水口とそれを結ぶ空堀状の低地は堀とみなす。石垣を構成する裏込め層・版築層・粘土層などの地下遺構は石垣の一部とする。櫓堡内の通路・駐車場、土塁上の遊歩道、排水口付近の通路、石垣・堀に接する道路・遊歩道は道路として扱う。表門・東通用門・黒門からの侵入路は、創建当時の通路であるが、廃城後使用されてきた通路でもあるため、道路として取り扱う。櫓堡・土塁の樹木の地下根茎は、石垣・堀に達すると推定されるが、地上部の区分を該当させる。</td></tr>
</table>

6　史跡指定地内の現状変更の手続き

史跡の指定地内において、現状の変更を伴う行為に対しては、佐久市教育委員会において協議を行い、「文化財保護法」第43条、第125条、および「文化財保護法施行令」第5条の規定に基づいた処理を適正に行う。

文化庁長官の許可が必要な行為・市の許可が必要な行為ともに、申請者は佐久市教育委員会と十分な協議を行い、市へ申請書を提出する。

表3.11　現状変更の記録（平成17年佐久市・浅科村・臼田町・望月町合併以降）

平成19年度	田口小学校旧プール撤去工事	文化庁条件付許可（18委庁財第４の2290号） 文化庁、県・市教育委員会協議 市教育委員会による事前確認調査 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会
	田口小学校校舎耐震診断	文化庁条件付許可（19委庁財第４の1316号） 文化庁、県・市教育委員会協議 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会
	龍岡城跡排水口修理工事	文化庁条件付許可（18委庁財第４の479号） 文化庁、県・市教育委員会協議 市教育委員会による事前確認調査 工事方法三者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会 工事・確認調査併行
平成20年度	田口小学校校舎耐震補強工事	文化庁条件付許可（19委庁財第４の1316号） 文化庁、県・市教育委員会協議 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会
平成21年度	田口小学校体育館耐震補強工事	文化庁条件付許可（21委庁財第４の6107号） 文化庁、県・市教育委員会協議 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会
	龍岡城跡黒門西側修理工事 （平成21・22年度）	文化庁条件付許可（21委庁財第４の6674号） 文化庁、県・市教育委員会協議 市教育委員会による事前確認調査 工事方法三者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会 工事・確認調査併行
	田口小学校校庭改修工事	文化庁条件付許可（21委庁財第４の6581号） 文化庁、県・市教育委員会協議 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会
平成22年度	田口小学校遊具撤去新設工事 （平成22・23年度）	文化庁条件付許可（22受庁財第４号の1286） 文化庁、県・市教育委員会協議 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会
	田口小学校オイル配管修繕	市教育委員会条件付許可（22佐教文財第101号） 県・市教育委員会協議 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会
平成24年度	田口小学校水道使用量遠隔検針用メーターボックス緊急修理	市教育委員会条件付許可（24佐教文財第42-1号） 県・市教育委員会協議 工事方法四者協議 市教育委員会文化財担当者工事常時立会

※四者協議―市文化財課・市学校教育課・田口小学校・施工業者、三者協議―市文化財課・田口小学校・施工業者

第Ⅳ章　整備と活用

1　史跡の整備と活用の基本方針

史跡龍岡城跡は、江戸時代後期に各地に設置された台場建築の流れを汲むフランス式の星型稜堡を採用した城郭で、当時の日本の情勢を語る貴重な歴史的な文化資産である。

史跡を整備し文化資産として有効に活用するための基本方針は、将来に向い継続して史跡の保存管理を実行するために策定した本計画に基づくものとし、史跡を将来に継承する文化資産として、保存と整備、活用を進める。その基本方針は以下のとおりである。

表4.1　史跡の整備と活用の基本方針

	基本となる方針
A	龍岡城跡の保全と管理を図り、文化資産として将来に継承する
B	文化資産としての龍岡城跡を広く周知し、復元整備と活用を行う
C	龍岡城跡を当地域の文化資産の中心的存在とし、周辺の文化財と関連付けた周辺整備を目指す。
D	既存の龍岡城五稜郭保存会と連携を密に図り、整備と活用に市民の参加を促し、市民と行政・関係団体が協働で龍岡城跡を保全していくことを目指す。
E	佐久市の幕末・明治の文化資産の中心的拠点として、また観光資源・地域活性化資源として位置づけた整備・活用を目指す。

2　基本方針に基づく史跡の整備と活用の計画

個々の整備事業・維持管理計画等の策定事業を行うにあたり、整備の基本指針に基づき、整備委員会等を設置し、協議を行いながら事業を進める。協議内容を含む結果は計画書やマニュアルとして明文化して事業に反映させる。当面に計画し実行する整備計画と、長期的に計画し実行する整備計画と活用計画が存在する。さらに史跡に直接関わる整備・活用計画と、史跡周辺の整備・活用計画、史跡を含む広域的な整備・活用計画とに分類される。

表4.2　史跡に直接関わる当面の計画

基本方針	項　目	内　容
A	大手門西側石垣修理 土塁修理	・石垣・土塁修理保存整備委員会を設置し協議を行い、修理を行う。 ・大手橋西側の堀外側の石垣修理で、堀とであいの館の市道地中に上下水道管が存在し、道路・であいの館の雨水が道路を通して堀へ排出されているため、非常に困難な修理が予想されため、上下水道関連部局・道路管理部局との連携を執り実行していく。 ・土塁上部への昇降のため土砂が流失している大手橋・黒門・東通用門左右の部分で、土塁上を周遊する訪問者・児童の誘導対策などを行う。
	大手橋修理	・大規模修繕を行う場合は、アスファルトとの接続部、コンクリートと石垣石との接点など施工方法についての協議を行う。 ・建築・土木の専門員を含めた建築物修理整備委員会を設置し協議を行い、具体計画を作成し、修理を行う。 ・破損部のみ修繕の場合には既存の使用木材と同等の処置を行う。
A B	三次元測量 石垣カルテ作成計画	・現況での石垣・個々の石、土塁・稜堡についての細密測量を行う。内郭・外郭・枡形の三次元細密測量と三次元写真測量を主とする。日々石垣石は劣化・圧壊傾向にあり、また土塁土砂の流失も継続しており、損壊前の測量を目指す。 ・個々の石の履歴を残すための石垣電子カルテを作成する。

表4.3　史跡の整備と活用に必要な当面の計画

A B C D E	籠岡城関連資料集作成	・現在公表されているもの、個人が保有しているもの、行政で保有・管理している籠岡城に関連する史料、行政史料・写真資料などを収集・分類し、資料集の作成を行う。 ・資料集は各整備に活用し、公表する。 ・籠岡城史料展示の基本資料とする。

※※A～Eは該当する基本方針を指す。
以降、基本方針に基づき、各整備委員会の協議により計画を策定して順次実行する。

表4.4　史跡に直接関わる将来的な計画

基本方針	項　目（史跡指定地内）	内　容
A	石垣保存・修理および整備	・石垣保存・修理および整備は、損壊の恐れのある場所のみを対象とする。主として堀外側の石垣である。大手門側と東通用門側の石垣外側は舗装された生活用道路となっており、雨水排水が堀に流入しており、堀水の混濁と土砂の堆積を招いている。堀の浚渫・外側石垣保存整備・取水排水整備時には対策の検討が必要である。 ・堀内側の石垣石破損・圧壊箇所は、最良の修理方法を検討する。
	土塁保存・修理および整備	・土塁保存・修理および整備は、雨水・樹木等による土砂流失箇所のみを対象とし、減じた高度を復元する。
	黒門石橋保存修理	・黒門石橋は車両が学校へ出入りする唯一の場所で、大型車の通行により、橋基礎部分に歪みが発生している。学校移転後の保存修理が望ましいが、歪みの進行によっては、早い時期に行う必要もある。
	堀浚渫 堀取水排水整備	・堀浚渫と堀取水排水整備は同時期に行うことが望ましいが、堀内に生息する水生植物群・魚類等に影響を与えるため、委員に動植物の専門員を置き、方法について検討する。 ※各計画について専門員を加えた委員会を設置し、検討・協議を行い、計画を進める。
B	学校移転後堡内整備	・後堡内整備は、学校移転後の史跡活用・移転によって生じる問題について将来的な史跡整備を見据えた検討と協議を行う。
	現存建築物保存移転検討 お台所修理移転整備	・建物調査の結果に基づき、現存建物保存移転は、各種建物群についての保存復元について検討と協議を行う。移転建物と復元建物の混在、保護層の有無などについての検討など課題を解決する。史跡内に現存するお台所の修理・移転（竣工時の位置に移転）についても同様に検討を行う。
	大手門復元整備 東通用門復元整備 黒門復元整備 陣屋建築復元整備	・各種建築物復元整備は、残存する設計図等から復元が可能なものから検討し、順次行う。史跡公園整備との整合性を図る。
	樹木・堀管理計画策定	・史跡内の桜を主とした樹木の維持管理、堀水の維持管理、魚類・水生植物の管理について検討と協議を行う。
	史跡公園整備	・史跡公園として活用する場合の問題点の検討・協議を行う。各建築物復元整備との整合性を図る。

	史跡の活用	・学校教育・生涯教育に活用を積極的に働きかけ、史跡に対する意識の向上を促す。保存整備を可能な限り公開して、整備に理解を得るための契機を発信する。史跡活用を市民全体に働きかけることで基本方針Dへ繋げていく。 ※各計画について専門員を加えた委員会を設置し、検討・協議を行う。また全体を統括する委員会を設置し、整備基本計画の策定を目指す。

基本方針	項　目（史跡指定地外）	内　容
B	元城郭内に所在していた現存建築物調査	・現存建物調査は、市内に分散する史跡の本質的価値を構成する建物の実測・改変状況の調査を行い現地保存か移転保存が可能か所有者と協議を重ね、計画を策定する。
	練兵場整備維持管理	・史跡の南側の雨川との間に存在した練兵場について、水田耕作放棄後林地化している。林地内の樹木で多いニセアカシアを他の樹木と置換しながら、健全な緑地公園化を図る。星型稜堡の外側を周遊する道が南側は途絶えていたが、これで全周を回れるようにする。練兵場と石垣の間に水路が存在するため、活用方法・維持管理について検討する。
	南側水路維持管理	・南側水路は、竣工時には敷設されており、堀水の排水と関連しているため、用水使用者と協議を行い、維持管理を行う必要がある。雨川の河川林と接続しているため、生物回廊の一端を担っていることが考えられ、外来植物群の排除など、生物生息地・回遊地としての環境保全を合わせて行う。
	指定地の追加指定	・史跡を構成する構築物である石垣と接した部分は、石垣を構成する裏込めと構築層が存在する。石垣の損壊を防ぐためにも史跡の範囲の見直しと検討が必要である。検討後に民有地の場合は、公有地として取得を図る。同様に枡形も石垣のみが史跡指定されているため、検討を行い、史跡範囲の見直しを行う。

表4.5　史跡周辺の整備と活用計画

基本方針	項　目	内　容
C	田口城登山道整備	・龍岡城跡北側の丘陵は中世の城郭として保存状態の良好な田口城で、本丸西側の帯郭の角から史跡を見下ろすことができる。田口城北側の林道と南側の登山道から到達できるが、龍岡城跡から最短で上れる南側の登山道が未整備であるため、危険箇所を把握し、保存状態良好な田口城跡を損なわない整備を行う。また登山道の維持管理を検討する。（15頁図2-10参照）

	原古墳群遊歩道整備	・一部市の文化財に指定されている原古墳群であるが、アクセスが悪く、活用されにくい状況であるため、情報看板の設置や周遊道の設定などを行い、活用を促すことが重要である。これにより、田口地区に存在する他の歴史資産との連携が可能となり、龍岡城跡を中心とする様々な周遊コースを設定して活用を図る。(15頁図2-10参照)
C D	龍岡城ボランティアマニュアル・市民・行政協働マニュアルの作成	・現在史跡北側のであいの館を拠点として、龍岡城五稜郭保存会のメンバーが主体となって、湯茶のサービスやガイドをボランティアで行っている。史跡の歴史自体は不変であるが、現況は保存整備・周辺整備等によって変化する。整備の進捗状況に合わせた研修やマニュアルが必要と考えられる。史跡の維持管理・活用について、地元中心のボランティアにばかり頼るのではなく、佐久市の重要な歴史的文化資産として、子供から大人に至るまでの市民に広く協働を呼びかける必要がある。行政のできること・市民のできること、協働でできることなどの検討と協議を重ね、既存の「ボランティア観光案内用ガイドブック」(平成21・22年度作成)と整合性を図りながら効果的なマニュアルの作成を目指す。

表4.6　史跡周辺の広域的な整備と活用計画

基本方針	項　目	内　容
E	佐久市総合観光案内センター構想	・佐久市の情報を発信するセンターが必要。観光・文化財・宿泊地・飲食店などの情報について関係各団体が個別で発信している情報を集約化し、訪問者の利便性を図る。 ・文化資産・観光資産の情報を発信する観光交流推進課、関連団体などと連携を図り、拠点観光地としての史跡龍岡城跡を保存管理する文化財課として、センター構想に積極的に参加する。
	観光拠点ガイドマニュアル作成	・観光拠点ガイドマニュアルは、訪問者の多様なニーズに答えられる広域的な文化財ガイドマニュアルの作成を目指す。佐久市域に点在する文化資産・文化施設と龍岡城跡と連携を図り、効果的に活用できるマニュアル作成を目指す。
	歴史的資史料の保存活用構想	・歴史的資史料の保存活用構想は、市町村史刊行の際に収集された資史料・寄贈寄託された史料・学校史料・江戸時代以降の行政史料を一箇所に集約を図り、保存・展示する施設の建設構想である。龍岡城関連の資料もここで活用されることで効果を発揮すると考えられる。 ・学校教育・生涯教育の資史料として史跡とともに活用する。
	ＪＲ小海線龍岡城駅の周辺整備構想	・ＪＲ小海線には、史跡の名称である「龍岡城」を使用した駅が存在する。龍岡城跡への来訪者の利便性を高めるために、周辺道路や案内看板等を整備し、ＪＲ小海線を利用した龍岡城跡への訪問者の利用促進を目指す。

	田口地区の歴史的景観を保全する構想	・田口地区の歴史的景観保を保全する構想とは、旧田口陣屋、龍岡城を中心とする城下町的な街並みが残されている地域で、高層建物もなく、田園風景を残しているため、街並み全体の景観を保全する構想である。地域住民の理解と協力が必要な構想で、田口地区の歴史的資産であり、歴史の里構想で挙げられている「新海三社神社」「上宮寺」「雫松院」「田野口遂高札場」「田口城跡」「原古墳群」などと連携を図った構想として。電柱・電線の地中化、新規住宅の色合い、統一的な看板への規制など、地区全体で整合の取れた景観形成を目指す。
	民芸・飲食・特産品店等の誘致、ワークショップ・レンタルブースの設置構想	・現在年間来訪者が10万人前後から、他の諸計画・整備の進展により来訪者の増加が見込まれる。充分な来訪者を見込んだ上で、地域の文化的ワーキンググループの作品展示や販売、継続的イベントを開催する施設の設置を検討することで、民芸・飲食・特産品店等の誘致とあわせ、一年を通じた訪問者の増加を目指す。

※A～Eは該当する基本方針を指す。

将来的に実施を目指す各整備と活用について記したが、次々と問題・課題が発生するものと考えられる。保存管理の体制窓口として佐久市教育委員会文化財課は、庁内関係各課・各団体などと連携を図り、速やかに対処し、基本方針に基づき委員会を設置するなどして、計画を立案し、史跡の保存と活用を目指す。また各委員会の統括としての整備委員会を設置し、整備基本計画の策定を目指す。

表4.7　今後のスケジュール（修理は緊急度の高いもの）

史跡龍岡城跡保存管理計画説明会 説明会用リーフレット作成	平成25年度から２ヵ年程度で田口地区を中心に適宜行う。
詳細測量 石垣カルテ作成	平成26年度以降２ヵ年
龍岡城跡関連資料集作成	平成26年度以降２ヵ年
土塁修理	平成28年度以降３ヵ年
大手門西側石垣修理	平成30年度以降
大手橋修理	部分修理は平成26年度以降

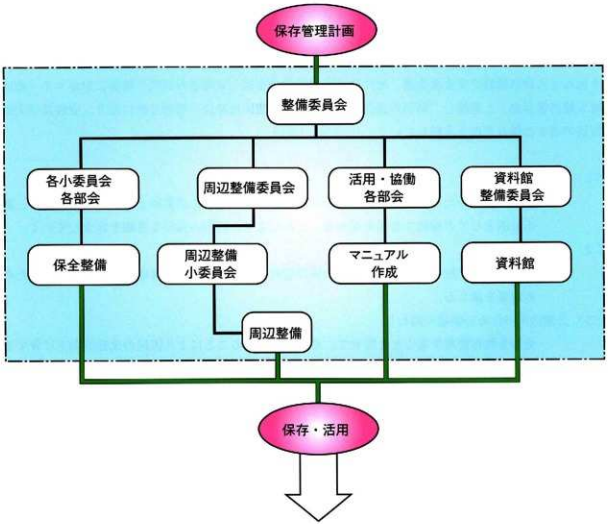

図4.1　保存・活用の全体図

整備委員会（仮称）は、保存管理計画に基づき、各保存・整備・活用計画について、全体を見据えた協議を行う。史跡の本質的な価値を構成する諸要素である石垣・土塁といった保存・修理・整備については、専門員を加えた小委員会等を設置して協議を行い、計画を着実にかつ早期に実行する。史跡の周辺の整備については、関係する市の部署や団体と連携を取りながら、周辺整備全体を見据えた委員会等を設置し、各整備計画の実行に当たっては、専門員を加えた小委員会等を設置するなどして、各周辺整備計画を実行する。活用と協働については、各計画に対して、部会の設置を働きかけ、中心的に関係する部署や団体と連携をとりながら計画を実行し、必要であればマニュアル等を作成し、効果的な活用と協働を推進する。龍岡城跡の資料を展示するための施設、或いは展示スペースを設置する計画については、有識者からなる委員会を設置して協議を行い、史跡を含めた資料の積極的な公開普及を目指す。

第Ⅴ章　保存管理の体制

龍岡城跡の保存管理を実施するために、佐久市教育委員会文化財課を核として、文化庁記念物課及び長野県教育委員会文化財・生涯学習課と協議し支援をいただくことで事業を進める。

佐久市における保存管理体制は、史跡内に現有する佐久市立田口小学校を所管する学校教育課、周辺整備を実施する際に事業を所管する建設部都市計画課と公園緑地課、史跡資料の公開に際して誘客を図るため経済部観光交流推進課、更に日常の環境美化を図り来場者の説明や接客に対応する「龍岡城五稜郭保存会」と連携し、個別の課題について国史跡龍岡城跡保存整備計画に諮り、史跡及び史跡周辺の適正な保存管理を実践していく。(p.94図5-1参照)

(1) 佐久市の行政対応

・史跡の保存のためには、史跡管理や公開のための道路と生活道路とを明確に位置付け、都市計画としての面的な整備を進める。これにより、周囲の良好な景観を保全していく。

(2) 学校教育との整合

・現存する小学校の運営管理と史跡の保存管理の調整を図り、史跡構造物を損壊しないための施策を講じる。

(3) 公開活用のための組織の関わり

・史跡を保存管理することと併せて、その活用を図ることにより国民の文化的向上に資するため、佐久市経済部観光交流推進課及び佐久市観光協会との係わりのなかで、龍岡城跡を核とし、周辺の関連する史跡や街並み、自然風土などを多角的に紹介する。

・市民への公開のために、公民館活動を通じて郷土の歴史や文化資産に触れ、生涯学習としての係わりの場を提供する。

・公開活動のための、案内や紹介方法の整備を図る。

(4) 地域組織との関わり

・日常の清掃活動、計画的な堀内の清掃、史跡内の樹木の管理などを実施することで来場者に美しい史跡の景観を提供する。

・観光来場者へ施設説明を行い休憩の場を提供する「であいの館」での活動をとおして、周辺観光の拠点施設として活用を図る。

・田口地区との関わりが深いことから、歴史的地域全体の景観を保全し、史跡の保存をするための地域の合意形成に関わる。

「龍岡城五稜郭保存会」と「であいの館」

① 龍岡城五稜郭保存会の沿革

龍岡城五稜郭保存会の歴史は古く、昭和７年にさかのぼる。

当時の活動内容は、明治４年（1871）の廃藩置県後の廃城にともなう土塁の取りはらいと堀の埋め立てられた城郭などの史跡の復元・整備（草刈等）に関することや、五稜郭の案内ボランティア、佐賀県川副町（現佐賀市）との日本赤十字社に関する交流などを行っていたが、太平洋戦争の開戦にともない自然消滅している。

現在の保存会は、地域住民などから環境美化などの機運が高まり、昭和49年に新たに発足されたものである。

② 龍岡城五稜郭保存会の活動及び会員

保存会の活動は、史跡の環境整備や要望活動、観光ボランティア拠点施設「であいの館」の管理運営、龍岡城跡の案内ボランティアの派遣などが主な活動である。

その他、テレビの番組制作、映画撮影に協力し、史跡の誘客に努め、特に来客の多い春の桜の開花や秋の紅葉の時期など一年を通して湯茶の接待を行なっている。

また、保存会が中心になり、地域全体に呼びかけ、史跡の内及び堀を含む清掃、雑草刈り払い、樹木の手入れなどを行なうことで環境が良好に保たれている。

保存会は、現在約90名の会員で組織され、「龍岡城五稜郭保存会会則」により、会長１名、副会長４名、事務局長１名のほか、必要な役員を配置している。

③ であいの館（p.40の全体図を参照、p.69の図3-12中17を参照）

龍岡城跡を中心とした田口地区の観光施設を訪れる観光客との交流・休憩の場所として、平成13年度にオープンした施設で、市から委託を受けて運営されている

運営については、「龍岡城五稜郭保存会」の下部組織として、「であいの館」の管理運営のため、「龍岡城五稜郭案内ボランティア」を設立し、現在まで会則に基づいて活動を続けている。

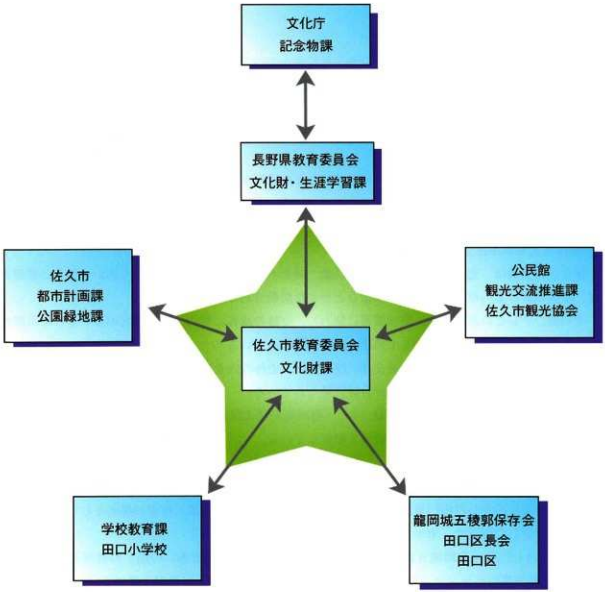

図5.1　保存管理・維持管理の体制組織図

史跡の今後の課題

史跡の今後の課題は、歴史的な文化資産を将来に継承するために策定した本計画に基づき、課題を解決することを目指すとともに、現況の史跡を構成する構造物を維持しつつ竣工時の龍岡城に戻すことを目指し、それに合わせた活用を行うことである。当面は本計画と史跡のさらなる周知のための説明会を地域から市域まで行い、貴重な文化資産に対する認識を高め、協働への意識の啓発を図り、本計画を推進するための理解と協力を得ることである。

全体写真（真上から）

全体写真（南方より撮影）

全体写真（北方より撮影）

全体写真（西方より撮影）

資　料　編

・付表1.　史跡内の樹木一覧
・付図1.　史跡内の樹木位置図
・付表2.　史跡に関連しない要素詳細
・付図2.　史跡に関連しない要素詳細
・関係法令等

付表1. 史跡内の樹木一覧（1/2）

番号	樹種	場所
1	コヒガンザクラ	外郭
2	ヒノキ	外郭
3	ヒノキ	外郭
4	ヒノキ	外郭
5	アカマツ	外郭
6	スズカケノキ	外郭
7	サクラ類	外郭
8	サクラ類	外郭
9	サクラ類	内郭
10	サクラ類	内郭
11	サクラ類	内郭
12	ヒノキ	内郭
13	サクラ類	内郭
14	イロハモミジ	内郭
15	ヒノキ	内郭
16	ヒノキ	内郭
17	ウメ	内郭
18	ウメ	内郭
19	ウメ	内郭
20	イロハモミジ	内郭
21	マサキ	内郭
22	マサキ	内郭
23	マサキ	内郭
24	マサキ	内郭
25	マサキ	内郭
26	マサキ	内郭
27	マサキ	内郭
28	マサキ	内郭
29	マサキ	内郭
30	マサキ	内郭
31	マサキ	内郭
32	マサキ	内郭
33	マサキ	内郭
34	マサキ	内郭
35	マサキ	内郭
36	サクラ類	内郭
37	サクラ類	内郭
38	サクラ類	内郭
39	サクラ類	内郭
40	サクラ類	内郭
41	ウメ	内郭
42	ウメ	内郭
43	ウメ	内郭
44	サクラ類	内郭
45	サクラ類	内郭
46	サクラ類	内郭
47	サクラ類	内郭
48	サクラ類	内郭
49	サクラ類	内郭
50	サクラ類	内郭
51	サクラ類	内郭
52	サクラ類	内郭
53	サクラ類	内郭
54	サクラ類	内郭
55	サクラ類	内郭
56	サクラ類	内郭
57	サクラ類	内郭
58	サクラ類	内郭
59	サクラ類	内郭
60	サクラ類	内郭
61	ケヤキ	内郭
62	サクラ類	内郭
63	サクラ類	内郭
64	サクラ類	内郭
65	サクラ類	内郭
66	サクラ類	内郭
67	サクラ類	内郭
68	サクラ類	内郭
69	サクラ類	内郭
70	サクラ類	内郭
71	サクラ類	内郭
72	サクラ類	内郭
73	サクラ類	内郭
74	サクラ類	内郭
75	サクラ類	内郭
76	サクラ類	内郭
77	サクラ類	内郭
78	サクラ類	内郭
79	サクラ類	内郭
80	サクラ類	内郭
81	サクラ類	内郭
82	サクラ類	内郭
83	サクラ類	内郭
84	サクラ類	内郭
85	サクラ類	内郭
86	サクラ類	内郭
87	サクラ類	内郭
88	エノキ	内郭
89	イチイ	内郭
90	サクラ類	内郭
91	サクラ類	内郭
92	サクラ類	内郭
93	サクラ類	内郭
94	サクラ類	内郭
95	サクラ類	内郭
96	サクラ類	内郭
97	サクラ類	内郭
98	サクラ類	内郭
99	サクラ類	内郭
100	サクラ類	内郭
101	イチョウ	内郭
102	メタセコイア	内郭
103	イチョウ	内郭
104	アオギリ	内郭
105	アオギリ	内郭
106	イチイ	内郭
107	イチイ	内郭
108	ウメ	内郭
109	アカマツ	内郭
110	エノキ	内郭
111	ドイツトウヒ	内郭
112	サクラ類	内郭
113	サクラ類	内郭
114	サクラ類	内郭
115	サクラ類	内郭
116	サクラ類	内郭
117	サクラ類	内郭
118	サクラ類	内郭
119	サクラ類	内郭
120	サクラ類	内郭
121	サクラ類	内郭
122	サクラ類	内郭
123	サクラ類	内郭
124	サクラ類	内郭
125	サクラ類	内郭
126	サクラ類	内郭
127	サクラ類	内郭
128	サクラ類	内郭
129	アカマツ	内郭
130	サクラ類	内郭
131	サクラ類	内郭
132	サクラ類	内郭
133	サクラ類	内郭
134	サクラ類	内郭
135	サワラ	内郭
136	エノキ	内郭
137	サクラ類	内郭
138	サクラ類	内郭
139	サクラ類	内郭
140	サクラ類	内郭
141	サクラ類	内郭
142	サクラ類	外郭
143	サワラ	外郭
144	ヒノキ	外郭
145	ウメ	外郭
146	マサキ	内郭
147	マサキ	内郭
148	ウラジロモミ	内郭
149	イチイ	内郭
150	イチイ	内郭
151	イチイ	内郭
152	サクラ類	内郭
153	イチイ	内郭
154	イチイ	内郭
155	イチイ	内郭
156	イチイ	内郭
157	イチイ	内郭
158	イチイ	内郭
159	イチイ	内郭
160	イチイ	内郭
161	イチイ	内郭
162	イチイ	内郭
163	イチイ	内郭
164	イチイ	内郭
165	イチイ	内郭
166	イチイ	内郭
167	イチイ	内郭
168	イチイ	内郭
169	イチイ	内郭
170	イチイ	内郭
171	イチイ	内郭
172	イチイ	内郭
173	イチイ	内郭
174	イチイ	内郭
175	サワラ	内郭
176	サクラ類	内郭
177	サクラ類	内郭
178	サクラ類	内郭
179	サクラ類	内郭
180	イチョウ	内郭
181	サクラ類	内郭
182	サクラ類	内郭
183	サクラ類	内郭
184	サクラ類	内郭
185	サクラ類	内郭
186	サクラ類	内郭
187	マメガキ	内郭
188	サクラ類	内郭
189	サクラ類	内郭
190	サクラ類	内郭
191	サクラ類	内郭
192	サクラ類	内郭
193	サクラ類	内郭
194	クロマツ	内郭
195	サクラ類	内郭

付表1. 史跡内の樹木一覧 (2/2)

番号	樹種	場所
196	サクラ類	内郭
197	サクラ類	内郭
198	サクラ類	内郭
199	サクラ類	内郭
200	サクラ類	内郭
201	サクラ類	内郭
202	サクラ類	内郭
203	サクラ類	内郭
204	サクラ類	内郭
205	サクラ類	内郭
206	サクラ類	内郭
207	ウメ	内郭
208	ツバキ	内郭
209	イチョウ	内郭
210	コナラ	内郭
211	ハリグワ	内郭
212	ヒイラギ	内郭
213	イタヤカエデ	内郭
214	ヤエガワカンバ	内郭
215	クリ	内郭
216	クロベ	内郭
217	ユズリハ	内郭
218	コブシ	内郭
219	ウツギ	内郭
220	ヤマツツジ	内郭
221	サザンカ	内郭
222	ノリウツギ	内郭
223	トチノキ	内郭
224	アカマツ	内郭
225	バンクスマツ	内郭
226	イチイ	内郭
227	イチイ	内郭
228	アカマツ	内郭
229	シラビソ	内郭
230	サクラ類	内郭
231	スズカケノキ	内郭
232	サクラ類	内郭
233	サクラ類	内郭
234	アカマツ	内郭
235	サクラ類	内郭
236	サクラ類	内郭
237	サクラ類	内郭
238	サクラ類	内郭
239	サクラ類	内郭
240	サクラ類	内郭
241	サクラ類	内郭
242	サクラ類	内郭
243	サクラ類	内郭
244	ケヤキ	内郭
245	オオバネムノキ	内郭
246	サクラ類	内郭
247	サクラ類	内郭
248	アカマツ	外郭
249	ウラジロモミ	外郭
250	クリ	外郭
251	クリ	外郭
252	サクラ類	外郭
253	イロハモミジ	内郭
254	イチョウ	内郭
255	イチイ	内郭
256	イチイ	内郭
257	イチイ	内郭
258	イチイ	内郭
259	イチイ	内郭
260	イチイ	内郭
261	イチイ	内郭
262	サワラ	内郭
263	イチイ	内郭
264	イチイ	内郭
265	イチイ	内郭
266	イチイ	内郭
267	イチイ	内郭
268	イチイ	内郭
269	イチイ	内郭
270	サワラ	内郭
271	イチイ	内郭
272	イチイ	内郭
273	イチイ	内郭
274	イチイ	内郭
275	イチイ	内郭
276	アカマツ	内郭
277	サワラ	内郭
278	クロマツ	内郭
279	アラカシ	内郭
280	サワラ	内郭
281	マサキ	内郭
282	クロマツ	内郭
283	マサキ	内郭
284	ヒメコマツ	内郭
285	イチイ	内郭
286	イチイ	内郭
287	マサキ	内郭
288	イロハモミジ	内郭
289	イロハモミジ	内郭
290	サワラ	内郭
291	サワラ	内郭
292	イチイ	内郭
293	セイヨウハコヤナギ	内郭
294	ウラジロモミ	内郭
295	カヤ	内郭
296	イロハモミジ	内郭
297	サクラ類	内郭
298	サクラ類	内郭
299	サクラ類	内郭
300	スズカケノキ	内郭
301	サクラ類	内郭
302	サクラ類	内郭
303	サクラ類	内郭
304	サクラ類	内郭
305	テウチグルミ	内郭
306	サクラ類	内郭
307	サクラ類	内郭
308	サクラ類	内郭
309	サクラ類	内郭
310	サクラ類	内郭
311	サクラ類	内郭
312	サクラ類	内郭
313	サクラ類	内郭
314	サクラ類	内郭
315	モミ	内郭
316	サクラ類	内郭
317	サクラ類	内郭
318	サクラ類	内郭
319	サクラ類	内郭
320	ヒノキ	内郭
321	サクラ類	内郭
322	コウヤマキ	内郭
323	サクラ類	内郭
324	サクラ類	内郭
325	サクラ類	内郭
326	ヒノキ	内郭
327	アカマツ	内郭
328	サクラ類	内郭
329	ヤエガワカンバ	内郭
330	サクラ類	内郭
331	サクラ類	内郭
332	サクラ類	内郭
333	ヒノキ	内郭
334	ヒノキ	内郭
335	ケヤキ	内郭
336	サワラ	内郭
337	サワラ	内郭
338	チャンチン	内郭
339	アオギリ	内郭
340	コウヤマキ	内郭
341	ヒノキ	内郭
342	ヒノキ	内郭
343	ヒノキ	内郭
344	ヒノキ	内郭
345	ヒノキ	内郭
346	カヤ	内郭
347	アスナロ	内郭
348	サクラ類	内郭
349	サクラ類	内郭
350	クロマツ	内郭
351	サクラ類	樹形
352	サクラ類	樹形
353	サクラ類	樹形
354	サワラ	樹形
355	サクラ類	樹形
356	サクラ類	樹形
357	サクラ類	樹形
358	サワラ	樹形
359	イチイ	樹形
360	サワラ	樹形
361	サクラ類	樹形
362	サワラ	樹形
363	サワラ	樹形
364	サワラ	樹形

付表2. 史跡に関連しない要素詳細

要素		図内番号
佐久市立田口小学校	田口小学校校舎	85・86
	屋内運動場（体育館）	87
	トイレ	88
	変電施設	89
	渡り廊下	90
	玄関テラス	91
	プールへの橋	92
	池	93
	地下タンク	94
	ボイラー室	95
	倉庫	96～99
	プレハブ物置	100～103
	鳥小屋	104・105
	温室・百葉箱	106・107
	ヘチマ棚	108
	堆肥置き場	109
	田口小学校校歌碑	110
	田口小学校の位置標示碑	111
	モニュメント（飛躍）	112
	モニュメント（夢開くつぼみのように）	113
	石碑	114
	コンクリート舗装	115・116
	カラーブロック舗装	117
	バックネット	118
	水路	119・120
	排水桝	121
	庭園	122～125
	花壇	126～137
	犬走り	138～143
	石垣（練石積）	144
	散水栓	145
	サッカーゴール	146～149
	ゴールポスト・ネット	150
	遊具（ブランコ）	151
	遊具（はん登棒）	152
	遊具（雲梯）	153
	遊具（シーソー）	154
	遊具（鉄棒）	155
	遊具（鉄棒）	156
	遊具（ジャングルジム・滑り台）	157
	遊具（丸太）	158～166

要素		図内番号
佐久市立田口小学校	古タイヤ山	167
	古タイヤ土俵	168
	ステンレス照め込み鑑立（東西）	169・170
	石垣（旧プール）	171・172
	石垣（屋内運動場北東部）	173
	消防ホース格納箱	174
	消火栓・ホース格納箱	175
	消火栓	176
	融雪材置場	177
	門柱（北側）2本	178
	門柱（南側）2本	179
	鐘立	180・181
	街灯	182
	田口招魂社看板	183
	藤棚	184
	水道栓	185
	庭園縁石	186・187
	量水器	188
	藤棚（擬木）	189
	テーブル、ベンチ（擬木）	190
	頌徳碑	191
	庭園	192
	石碑　化石木（原名）メタセコイア	193
	石碑　記念庭園	194
	水路（開渠～暗渠）	195
	お台所犬走り	196
	コンクリート跡	197
	水叩	198
	消火栓標識	199
	車止め（コンクリートブロック、廃タイヤ）	200
国調基準杭		201～203
電柱		204～210

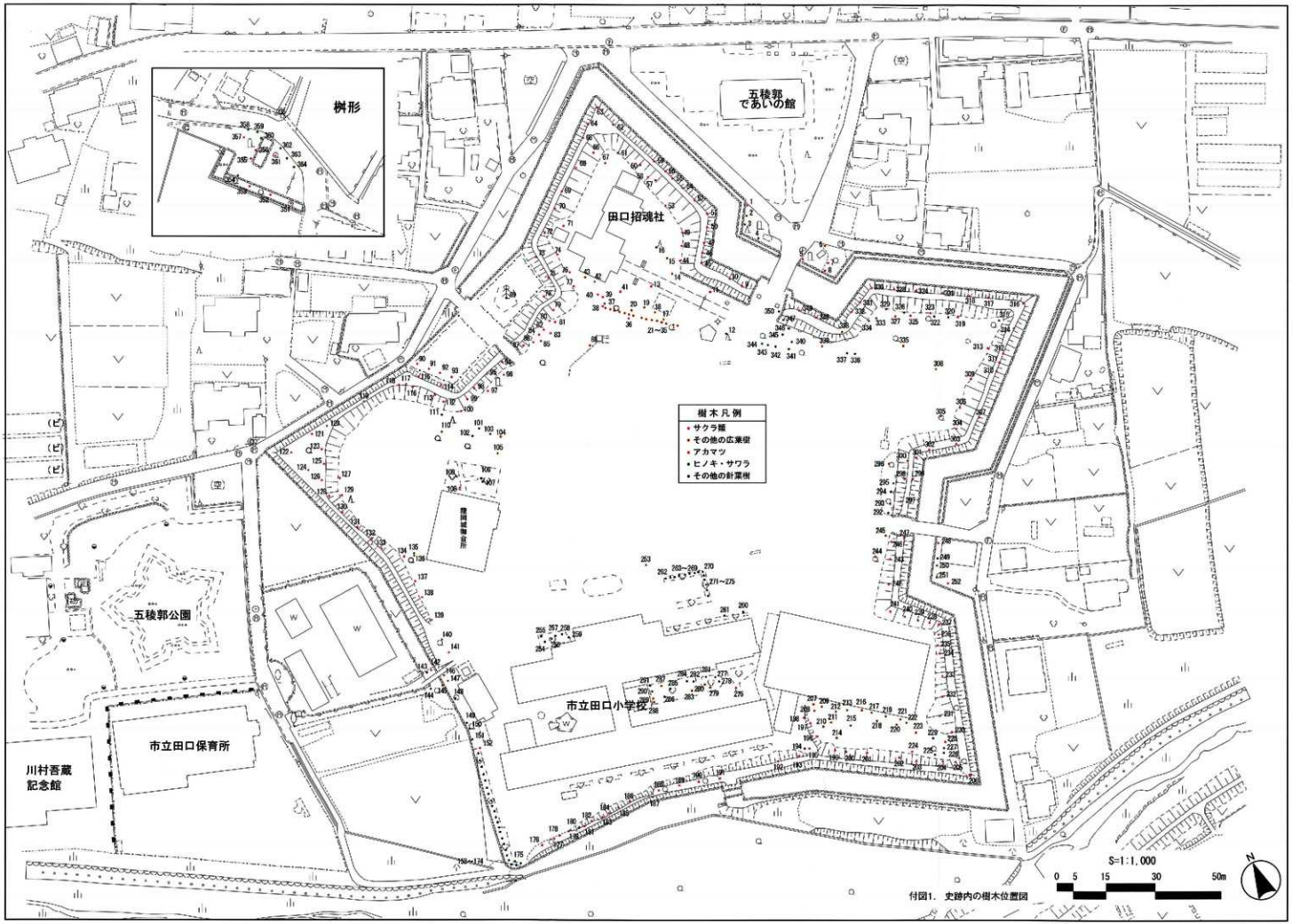

付図1. 史跡内の樹木位置図

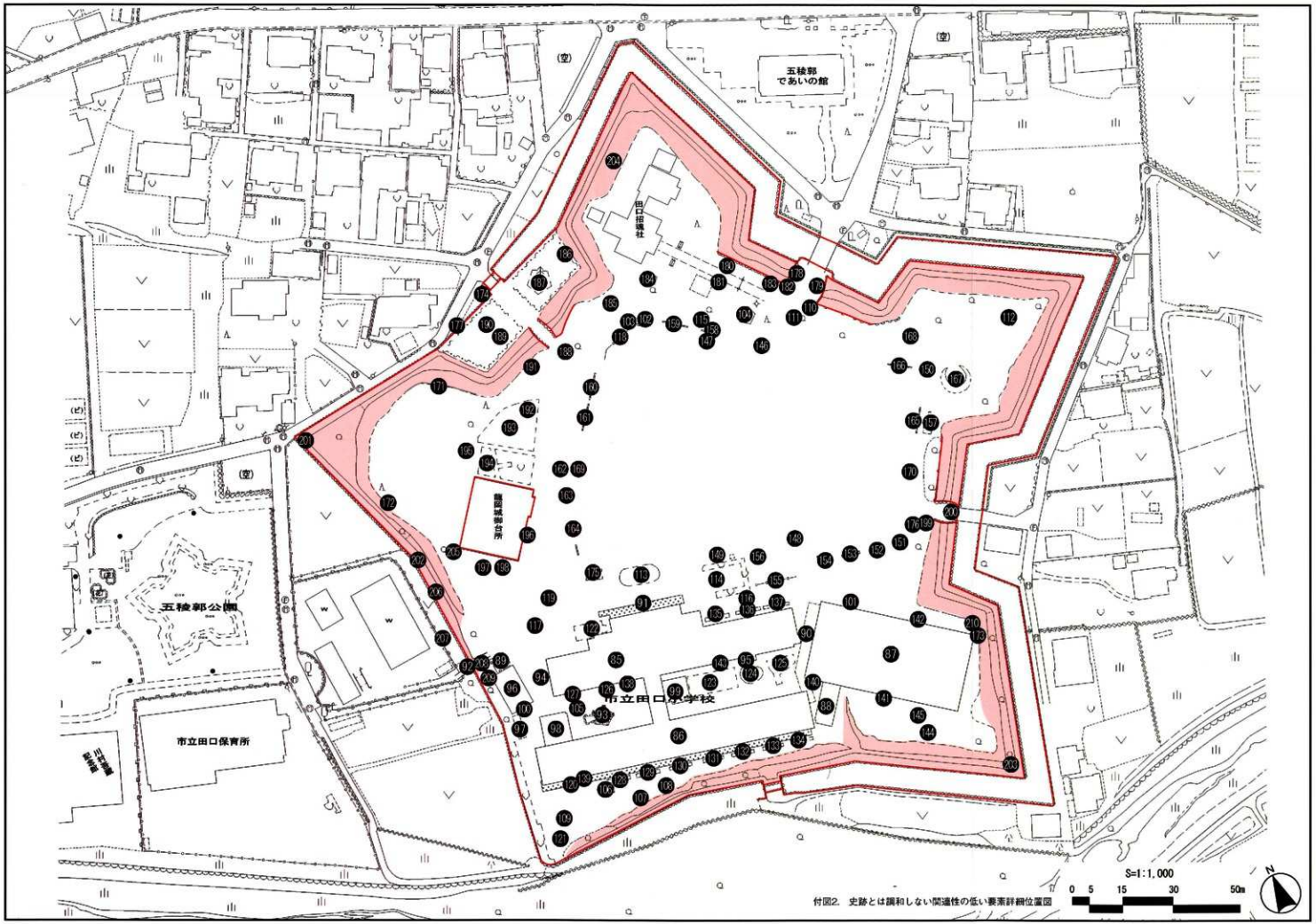

付図2. 史跡とは調和しない関連性の低い要素詳細位置図

ア）文化財保護法（抜粋）

（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正年月日：平成23年5月2日法律第37号）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五　地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2　この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3　この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条　政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

（現状変更等の制限）

第四十三条　重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な必急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4　第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（略）

第六章　埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条　国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に

必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4　文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5　前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条　国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2　国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条　土地の所有者又は占有者が土木工事等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該遺跡に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は当該行為を禁止することができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3　文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4　第二項の命令は、第一項の届出があった日から起算して一月以内にしなければならない。

5　第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6　第二項及び前項の期間を計算する場合において、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7　文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8　文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の通知がなされなかつたとき、同様とする。

9　第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条　国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2　文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3　前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4　文化庁長官は、第二項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該通知の保護上必要な勧告をすることができる。

5　前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条　文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2　前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条　地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2　地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3　文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4　国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（調査又は通知等）

第百条　第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2　前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第百一条　遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第百二条　前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2　都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第百三条　第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第百四条　第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第百五条　第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2　前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3　第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4　前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5　前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第百六条　政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2　前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3　政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条　都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2　前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

（遺失物法の適用）

第百八条　埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章　史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条　文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3　前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4　前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5　第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6　文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第百十条　前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2　前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3　第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第百十一条　文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2　文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3　環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第百十二条　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2　第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3　第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4　第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条　史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2　前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3　第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4　第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条　前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2　前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条　第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2　史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3　管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4　史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条　管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2　前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3　管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条　管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2　前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4　前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条　管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条　管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2　前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条　所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条　管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2　前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2　文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3　第二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一　管理団体、所有者又は管理責任者が第二条の規定による命令に従わないとき。

二　特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2　前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条　国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4　第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5　第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6　前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7　第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第百二十六条　前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条　史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2　史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条　文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2　前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条　管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2　前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（保存のための調査）

第百三十条　文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条　文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することがで

きず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一　史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二　史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三　史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四　特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2　前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3　第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（登録記念物）

第百三十二条　　文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2　前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条

前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

（略）

第十二章　補則

（重要文化財等についての国に関する特例）

第百六十八条　　次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一　重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二　所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三　所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2　各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3　第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4　文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5　関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

（略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条　　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一　第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二　第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三　第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四　第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五　第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六　第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条

第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2　都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は聞取のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3　都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に掲定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一　第一項第二号に掲げる第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可　第四十三条第五項又は第百二十五条第五項

二　第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は聞取のため必要な措置の施行　第五十五条第二項又は第百三十一条第二項

三　第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令　同条第九項

5　前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6　前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7　前項において準用する第四十一条第三項の規定による尋えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8　都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（略）

（省略等の経由）

第百八十八条　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の費当は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2　都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3　この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第百八十九条　都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

イ）国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号、平成8年10月28日文部省告示第185号改正）

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

一　貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

二　都城跡、国郡庁跡、城跡、官衙庁、戦跡その他政治に関する遺跡

三　社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

四　学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

五　医療・慈恵施設、生活関連施設その他社会・市民に関する遺跡

六　交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

七　墳墓及び碑

八　旧宅、庭園その他特に価値のある地域の邸

九　外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国の文化の象徴たるもの

ウ）文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号、平成24年7月25日外政令第202号改正）

（略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条　次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一　次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ　小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の延築物であつて、増築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で当該市の周囲を設けて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ　小規模独築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模独築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第八条第一項第一号　の第一種低層

住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ　工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ　法第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ　埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ　木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト　天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への確認若しくは発信機の装着

チ　天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ　天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二　法第百三十条（法第百七十二条第五項 において準用する場合を含む。）及び第百三十一条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項 の規定による許可の申請に係るものに限る。）

エ）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（抜粋）

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号、平成17年3月28日外文部科学省令第11号改正）

（許可の申請）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項 の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号 及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一　史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　所有者の氏名又は名称及び住所

五　権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六　管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七　管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八　許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十　現状変更等の内容及び実施の方法

十一　現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二　現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三　現状変更等に係る地域の地番

十四　現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五　その他参考となるべき事項

2　埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一　発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二　出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条　前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　現状変更等の設計仕様書及び設計図

二　現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三　現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四　現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五　許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六　許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七　管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八　管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九　前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2　前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条　法第百二十五条第一項 の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号 及び令第五条第四項第一号 の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2　前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条　法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原

状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の状況）に復するとき。

二　史跡、名勝又は天然記念物が き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。

三　史跡、名勝又は天然記念物の一部が き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条　各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を求めようとする場合には第一条 及び第二条 の規定を、法第百六十八条第一項第一号 又は第二項 の規定による同意を受けた場合には第三条 の規定を準用する。

2　法第百六十八条第三項 で準用する法第百二十五条第一項 ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条　令第五条第四項第一号 ヌ の管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二　指定年月日

三　史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四　管理計画を定めた教育委員会

五　史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六　史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七　史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八　その他参考となるべき事項

2　管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

オ）文化財保護法施行令第５条第４項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

平成12年４月28日 文保記第226号、各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知
地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の９第３項及び第３項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第５条第４項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

Ⅰ　共通事項

(1)　現状変更が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行なわれる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行なう。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行なうものとする。

(2)　次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③史跡名勝天然記念物の景観又は雰囲気を著しく減じると認められる場合

④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3)　都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の事業のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第１項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4)　都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第３項において準用する法第43条第３項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の現員の立会いを求めること。

③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を届書すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ　個別事項

１　令第５条第４項第一号イ関係

(1)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第三三八号）第二条第一定第二号に定める建築面積をいう。

(2)　次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①新築については、小規模建築物の設置期間の更新がるかどにめ予想される場合

②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三年月を超える場合

③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない範囲を超える場合

(3)　新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(4)　新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

２　令第５条第４項第一号ロ関係

(1)　新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2)　新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、前述、法第125条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第５条第４項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第１項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3　令第５条第４項第一号ハ関係

(1)「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な機器・測定機器

④木道

(2)「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁業関連道を含む。

(3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5)　道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6)　工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第１項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号ヘによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4　令第５条第４項第一号ニ関係

(1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2)　設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3)　標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5　令第５条第４項第一号ホ関係

(1)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2)　改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6　令第５条第４項第一号ヘ関係

(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3)　木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

カ）史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和29年６月29日文化財保護委員会規則第7号、平成17年３月28日外文部科学省令第11号改正）

（標識）

第一条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条 及び第百七十二条第五項 で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2　前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一　史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二　文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三　指定又は仮指定の年月日

四　建設年月日

3　第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条　法第百十五条第一項 の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一　特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二　指定又は仮指定の年月日

三　指定又は仮指定の理由

四　説明事項

五　保存上注意すべき事項

六　その他参考となるべき事項

2　前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条　前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条　法第百十五条第一項 の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2　前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3　第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4　第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条　第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和す

るよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条　法第百十五条第一項　の規定により設置すべき囲いその他の施設につい
ては、廃棄の規定を準用する。

史跡 龍岡城跡 保存管理計画書

2013年3月

編集・発行　長野県佐久市教育委員会

〒385-8501 長野県佐久市中込3056

佐久市教育委員会 社会教育部 文化財課

〒385-0006長野県佐久市志賀3953

電話 0267-68-7321

印刷所　有限会社ヴィアン